福井大学総合教職開発本部

自己点検・評価報告書

（対象年度：令和３年度～令和４年度）

福井大学総合教職開発本部

令和６年１月

はじめに

少子化の急激な進展や社会・産業構造の転換に伴い、大学における教員養成および学校教育の在り方が大きく変動し始めた今日、福井大学総合教職開発本部は、これらの喫緊課題に対処すべく構造改革に取り組むことを目的に、2022 年度に設置され稼働し始めたばかりの施設です。

この構造改革の難しさは、その課題の 2 重構造にあります。その実例を挙げてみます。1 つは、中期的には少子化に伴う教員需要の大幅な減少が見込まれる反面、直近の課題としては教員採用受験者の急激な減少に対する対応が求められており、教員採用受験者の増加に向けての政策の実行が求められています。2 つ目に、Society5.0 が求める学力を子どもに培おうすれば、それを支える教師の reskilling を同時進行的に進めなければなりません。3 つ目に、教員採用数の減少に合わせて教員養成の縮小が求められる反面、18 歳人口をターゲットにした教員養成から脱却し、教員の生涯にわたる職能成長を支えるための教師教育の規模拡大を実現しなければなりません。4 つ目として、気がかりな児童生徒の増加などの地域密着の課題解決が求められている一方で、日本型の学校教育と教師教育システムを国内及び世界に向けて発信していかなければなりません。5 つ目として、学問の府としての大学の在り方を堅持しつつ、同時に、地域の教育委員会と一体となった改革を実現しなければなりません。このような一見、矛盾する複数の教育課題の解決を実現すべく、これまでの国立大学にはない全く新しい active な組織として総合教職開発本部が設置されました。所属教員数 20 数名を数える同本部は、教員養成系大学学部の中では、国内最大級の全学組織であり、その成果が全国から注目されているところです。

さて上述の複数の矛盾した教育課題は、その帰結にむけた道がないわけではありません。例えば、4 つ目の地域課題と世界展開については、glocalization といった発想がありますが、同本部ではそれを逆転させ「地域課題の解決を考え、それを地球規模で行動化する」ことを推し進めています。学校と連携した教育の在り方を推進し、それを海外に向けて発信しております。気がかりな児童生徒の支援に関しましても、通常教育と障害児教育のはざまにいる「ギフテッド型発達障害児」の教育に、海外現職教員研修の拠点である附属学校園で着手しました。1 つ目については、入学試験に嶺南地域枠を設け、教員希望者の拡大を図りながら嶺南地区に学校拠点を設け、教師の生涯にわたる学びを支えようとしています。2 つ目の、子どもの学力と先生の教師力の向上については相似形をなしていると考え、相互輔生する学習観の育成に努めています。3 つ目としては、学部教育と大学院教育の連携強化（授業担当者の相互乗り入れ、5 年制の検討）を積極的にサポートします。5 つ目として、悉皆の教員研修の協働運営、現職教員の教職大学院入学支援、実務家教員の強化などをあげることができます。同本部は、設置から 2 年目ですが、着実に歩みだしています。

総合教職開発本部長　松木　健一

令和６年１月

令和３年度～令和４年度における総合教職開発本部の活動に対する自己点検・評価報告書

総合教職開発本部運営委員会

この度、令和３年度～令和４年度（自己点検・評価対象期間）における総合教職開発本部（以下「本部」という。）の活動に関する自己点検・評価を実施した。評価実施体制、自己点検・評価結果等は以下の通りである。

○評価実施体制

総合教職開発本部運営委員会は業務として総合教職開発本部の自己点検・評価を担当しており、福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項（令和３年１月 27 日学長裁定）に基づき、自己点検・評価を実施した。

［総合教職開発本部運営委員会委員］

委員長（本部長）	松木　健一
委員（副本部長）	澁谷　政子
委員（副本部長）	木村　優
委員（副本部長）	柳澤　昌一
委員（国際教職開発部長）	清川　亨
委員（地域教職開発部長）	淵本　幸嗣
委員（インクルーシブ教育部長）	牧田　秀昭
委員（人文社会運営管理課長）	百田　辰之

○評価方法

福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項に定められた各基準について、関連する資料等に基づき、次の３段階で評価した。

Ａ：優れている
Ｂ：おおむね標準的である
Ｃ：努力が必要である

○自己点検・評価スケジュール

自己点検・評価は、令和５年９月から令和６年１月にわたり実施され、その結果は総合教職開発本部運営委員会で承認された。

○自己点検・評価結果

自己点検・評価結果は、以下に、評価結果一覧として記載した。詳細は本文６ページ以降を参照願いたい。

［評価結果一覧］

基準	基準	評価
Ⅱ 基準ごとの自己評価		
基準１　センター等の設置目的等		
１－１	設置目的が明確に定められており、その内容が本学の目的等に適合するものであること。	A
１－２	設置目的が、本学構成員に周知されているとともに、地域・社会に公表されていること。	A
１－３	設置目的、活動が、中期目標・計画を含め本学の短期・中期の目標等の達成に資するものであること。	A
基準２　センター等の組織		
２－１	設置目的を達成する上で必要な組織構成・実施体制が適切に整備され、機能していること。	A
２－２	設置目的を達成する上で必要な構成員が適切に配置されていること。	B
基準３　活動状況と成果・効果		
３－１	設置目的に沿った活動が、充分に行われていること。	A
３－２	設置目的の達成に資する成果・効果があがっていること。	A
３－３	本学の目的等の達成に資する成果・効果があがっていること。	A
３－４	本学の中期目標・計画を含め本学の短期・中期の目標等の達成に資する成果・効果があがっていること。	A
３－５	活動状況及びその成果・効果が、学内及び地域・社会に対して公表されていること。	B
基準４　学生・研究者等の受入れ、支援等（該当する場合）		
４－１	設置目的に沿って、学生・研究者等を適切に受入れていること。	該当なし
４－２	設置目的に沿った履修指導・研究指導を含め支援等が適切に実施され、成果・効果があがっていること。	該当なし
基準５　施設・設備		
５－１	活動する上で必要な施設・設備が適切に整備されていること。	A
５－２	活動する上で必要な施設・設備が有効に活用されていること。	A

基準６　財務		
６－１	設置目的に沿った活動を適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。	B
６－２	設置目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画が策定され、適切に履行されていること。	A
基準７　管理運営		
７－１	管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づき適切な規定等が整備されていること。	A
７－２	設置目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。	A
基準８　内部質保証		
８－１	活動の状況やその成果・効果について、自己点検・評価を行い、その結果を改善につなぐ適切な体制（内部質保証体制）が整備されていること。	A
８－２	内部質保証体制が有効に機能していること。	A
８－３	全学テーマ別自己点検・評価に係る点検・評価項目*の基準等が満たされていること。（該当する場合）	該当なし

目　次

Ⅰ　総合教職開発本部の現況及び特徴　・・・・ 1
Ⅱ　目的　・・・・ 5
Ⅲ　基準ごとの自己評価
基準１　センター等の設置目的等　・・・・ 6
基準２　センター等の組織　・・・・ 8
基準３　活動状況と成果・効果　・・・・10
基準４　学生・研究者等の受入れ、支援等　・・・・24
基準５　施設・設備　・・・・25
基準６　財務　・・・・26
基準７　管理運営　・・・・28
基準８　内部質保証　・・・・30

【参考資料】
資料１：福井大学学則（抜粋）　・・・・32
資料２：福井大学総合教職開発本部規程　・・・・35
資料３：福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター規程・・・・37
資料４：福井大学規程集（公開用）　・・・・38
資料５：総合教職開発本部ホームページ　・・・・40
資料６：国立大学法人福井大学 第４期中期目標・中期計画（抜粋）　・・・・42
資料７：令和４年度総合教職開発本部 専任・兼任教員等一覧　・・・・47
資料８：文京団地建物平面図（抜粋）　・・・・49
資料９：福井大学総合教職開発本部事務室要項　・・・・52

Ⅰ　総合教職開発本部の現況及び特徴

１．現況

(1) 部局名　　総合教職開発本部

(2) 所在地　　福井県福井市文京３丁目９番１号

(3) 設置年度　令和３年４月１日

(4) 運営組織

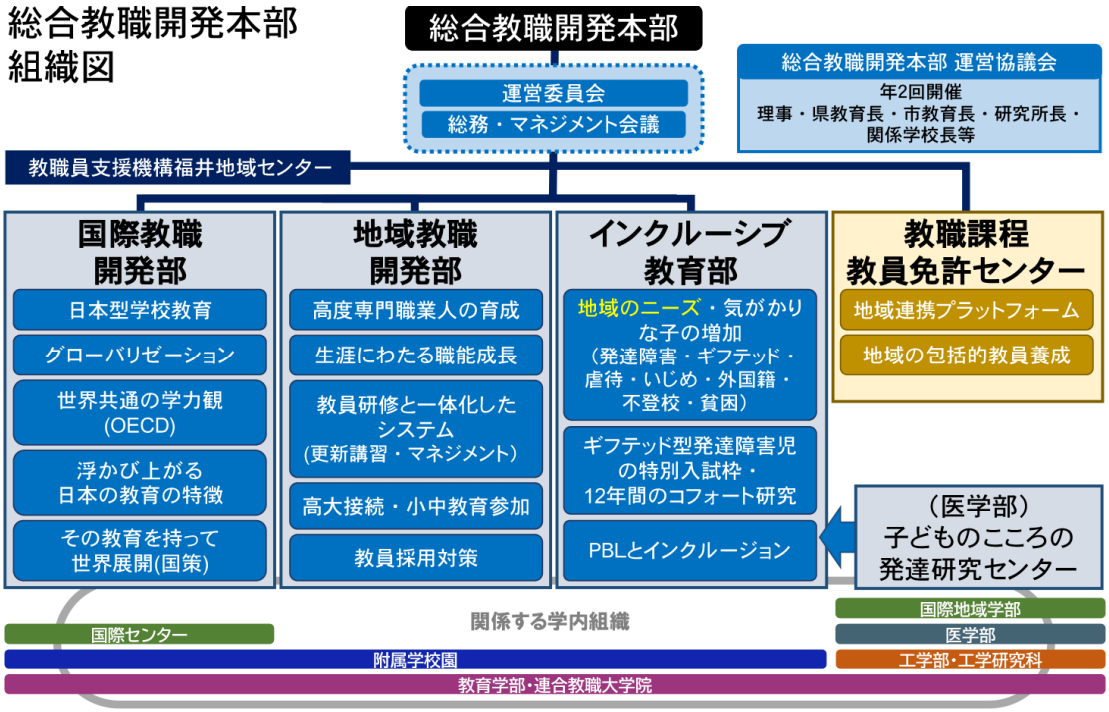

(5) 部局の構成（令和５年５月１日現在）

［運営委員会委員］

委員長（本部長）	松木　健一
委員（副本部長）	澁谷　政子
委員（副本部長）	木村　優
委員（副本部長）	柳澤　昌一
委員（国際教職開発部長）	清川　亨
委員（地域教職開発部長）	淵本　幸嗣
委員（インクルーシブ教育部長）	牧田　秀昭
委員（人文社会運営管理課長）	百田　辰之

［本部専任・兼任教員等］

氏名	職種	備考	専任・兼任等
国際教職開発部			
清川　亨	教授	部長	兼任
三田村　彰	特命教授		専任
M.ヤスミーン	准教授		専任
高田　宏仁	准教授		専任
沼尻　卓也	特命講師		専任
T.ウィリアム	特命助教		専任
橋本　康弘	教授	教育学部副学部長	兼任
半原　芳子	准教授		兼任
高阪　将人	准教授		兼任
伊達　正起	教授	（本部内兼任）	専任
地域教職開発部			
淵本　幸嗣	特命教授	部長	専任
淺原　雅浩	教授	副部長、教育学部副学部長	兼任
中森　一郎	教授		専任
山浦　光雄	准教授		専任
小林　和雄	准教授		専任
風間　寛司	准教授		専任
福島　昌子	特命教授		専任
伊藤　恵子	特命准教授		専任
早見　敏幸	特命准教授		専任
足利　昌俊	特命講師		専任
水沢　利栄	教授	就職委員長	兼任
山田　孝禎	教授	教育学部入試・広報委員会副委員長	兼任
木村　優	教授		兼任
岸野　麻衣	教授		兼任
隼瀬　悠里	准教授		兼任
遠藤　貴広	准教授		兼任
宮本　雄太	講師		兼任
大西　将史	准教授	（本部内兼任）	専任
大和　真希子	教授	（本部内兼任）	専任
岸　俊行	教授	（本部内兼任）	専任
小林　渓太	助教	（本部内兼任）	専任

西沢　徹	教授	（本部内兼任）	専任
インクルーシブ教育部			
牧田　秀昭	教授	部長、附属義務教育学校長	兼任
荒木　良子	特命准教授		兼任
廣澤　愛子	教授		兼任
笹原　未来	准教授		兼任
南雲　敏秀	講師		兼任
橋本　康弘	教授	附属学園長	兼任
岩井　秀夫	教授	附属特別支援学校長	兼任
鈴木　静香	特命助教		専任
河村　佳保里	特命助教		専任
藤岡　徹	准教授	（本部内兼任）	専任
友田　明美	教授	子どものこころの発達研究センター	兼任
松崎　秀夫	教授	子どものこころの発達研究センター	兼任
水野　賀史	准教授	子どものこころの発達研究センター	兼任
觀　寿子	副園長	附属幼稚園	兼務
金剛　智恵子	教育相談コーディネーター	附属幼稚園	兼務
上田　晴之	研究主任	附属幼稚園	兼務
寺前　公恵	副校長	附属義務教育学校前期課程	兼務
徳本　珠季	教育相談コーディネーター・養護教諭	附属義務教育学校前期課程	兼務
吉田　千春	副校長	附属義務教育学校後期課程	兼務
坂居　澄美	教育相談コーディネーター	附属義務教育学校後期課程	兼務
森川　禎彦	研究主任	附属義務教育学校後期課程	兼務
船谷　友代	教育相談コーディネーター	附属特別支援学校	兼務
附属教職課程・教員免許センター			
澁谷　政子	教授	副センター長、教育学部長	兼任
伊達　正起	教授		専任
大西　将史	准教授		専任
大和　真希子	教授		専任
岸　俊行	教授	教育学部教育課程委員長	専任

小林　渓太	助教		専任
西沢　徹	教授		専任
藤岡　徹	准教授		専任
湊　七雄	教授	教育学部教育課程副委員長	兼任
岸野　麻衣	教授	連合教職開発研究科教務カリキュラムマネジメント副委員長	兼任

２．特徴

仮想空間と現実空間を高度に融合し、AI・IoT やロボットの活用が急激に進む現代社会では、少子高齢化や地域格差と貧富格差の拡大が同時進行しており、生産や流通、販売、福祉、医療などあらゆる分野でいまだかつてない変革が求められている。とりわけ、教育はそれらの構造変革の基盤であり可及的速やかな対応が求められている。また、教育の変革は、教師教育の改革から始まるだけに、教育学部及び教職大学院を持つ地方国立大学が、その先導的役割を果たせるか否かが、日本型超スマート社会の成否の鍵となっている。本学では、現代社会が求める学習観の転換を実現すべく、全学組織である総合教職開発本部を設置し、教師の準備教育に留まることなく、生涯にわたる職能成長を支える機関への変貌を目指してきた。

同本部では、新時代を支える教師の生涯にわたる職能成長を支える基幹として、地域と連携した教員研修の在り方の再構築と実践、地域の教育課題（不登校・発達障害・外国籍児童等のニーズ）に応える方策の実践と見直し、地域の具体的教育課題に取組みそれを世界的視野で再構築する実践（グローカル戦略に基づく海外現職教員の研修）を進めている。これらの取組みの中でも、教育委員会と大学の連協協働体制は全国の国立大学を先導するものである。また、附属学校と同本部が連携して取り組んでいる「ギフテッド型発達障害児」入学枠を設けた取組は、他の附属学校に例を見ない取組みである。さらに、日本型学校教育とそれを支える教師教育の仕組みを連動させ、海外の現職教員を受け入れて実施する研修参加者数は、年間 250 名に達している。

Ⅱ　目的

本学は、地方国立大学に求められている社会貢献の役割、および、生涯学習機関への転換を踏まえ、教育関連部局を基盤にして、教員の生涯にわたる職能成長を支え、地域の教育ニーズに迅速に応え、さらに、日本型学校教育とそれを支える教師教育を世界に発信するため、全学組織である総合教職開発本部を設置した。同本部では、国際教職開発部、地域教職開発部、インクルーシブ教育部、および、教職課程教員免許センターから構成されている。国際教職開発部では、地域の学校で行われている授業研究（レッスンスタディ）を取り上げ、大学と連携したその組織学習の仕組みの解析と、各国の事情に即して再構築する過程を実践的に学ぶ海外現職研修の実施と、その成果を各学校に還元する取組みを実施する。地域教職開発部では、教育委員会と連携して教員研修を実施するとともに、教員の準備教育である学部教育 4 年間を包含する生涯にわたる職能成長を支える機関として、就学前教育、義務教育、高校教育との連携事業を進める。インクルーシブ教育部では、教員の研修学校としての機能強化に努める附属学園と連携し、地域の教育課題である通常教育を受けている「ギフテッド型発達障害児」の教育開発研究を実施すると同時に、子どもの 12 年間の発達コフォート研究を進める。

Ⅲ　基準ごとの自己評価

基準１　センター等の設置目的等

１－１　設置目的が明確に定められており、その内容が本学の目的等に適合するものであること。

評価　Ａ：優れている

【基準に係る状況】

総合教職開発本部は、福井大学学則第１条に規定する目的及び使命を達成するために、学則第２条の３に基づき設置されている組織であり、福井大学総合教職開発本部規程（令和３年福大規程第 15 号。以下「本部規程」という。）第２条において設置目的が定められている。また、総合教職開発本部に附属する施設として、附属教職課程・教員免許センター（以下「附属センター」という。）を置き、福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター規程（令和３年福大規程第 16 号。以下「附属センター規程」という。）第２条において設置目的を定めている。

【分析結果とその根拠理由】

総合教職開発本部の設置目的は本部規程第２条に「教育改革実現のために，国内外における教職専門性形成を支える教師教育の組織化及び高度化を推進するとともに，調査研究・研修・評価の推進及びそれを踏まえた組織の不断の改革を通して大学におけるガバナンスの構築において先導的な役割を果たすことを目的とする。」と明確に定められている。またその内容は、本学の目的等に適合するものである。

［参考資料］

福井大学学則（抜粋）（資料１）

福井大学総合教職開発本部規程（資料２）

福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター規程（資料３）

１－２　設置目的が、本学構成員に周知されているとともに、地域・社会に公表されていること。

評価　Ａ：優れている

【基準に係る状況】

設置目的も含め、総合教職開発本部の設置に関する規程等は eOffice（学内専用）及び福井大学規程集（公開用）として福井大学ホームページの大学案内で本学構成員及び地域・社会に公表されている。また、総合教職開発本部ホームページを開設し、概要や組織図等を公表している。

【分析結果とその根拠理由】

福井大学ホームページや、福井大学規程集及び総合教職開発本部ホームページを通じ、総合教職開発本部の設置目的は、本学構成員及び地域・社会に公表されている。

［参考資料］

福井大学規程集（公開用）（資料４）

https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/

総合教職開発本部ホームページ（資料５）　https://www.gpdt.u-fukui.ac.jp/

１－３　設置目的、活動が、中期目標・計画を含め本学の短期・中期の目標等の達成に資するものであること。

評価：Ａ：優れている

【基準に係る状況】

総合教職開発本部の設置目的及びその目的を達成するための業務は、本部規程第２条及び第６条に規定されており、本学の第４期中期目標・中期計画において、総合教職開発本部が取り組む中期目標・中期計画は以下のとおりである。

第４期中期目標・中期計画

２　教育に関する目標を達成するための措置

(6)-1　福井県をはじめとする学校教育現場で求められている卓越高度専門職業人としての教員を計画的に養成することを目指し、教育学部・教職大学院・附属学園・総合教職開発本部の連携のもと、教育学部のカリキュラム改善や、インクルーシブ教育の推進など教員の力量形成に資する教育プログラム等の充実を通して、OECD Education2030 段階に対応する教師教育改革を見据えた学習の高度化と地域のニーズへの対応の両者を実現する質の高い教育を実施する。

(7)-3　総合教職開発本部と連携しながら教職大学院をハブとした国際的な教師教育改革推進組織の確立とそれによる教育課程と教育内容の高度グローバル化を目指し、シンガポール国立教育研究所（NIE）協定に基づく交換留学に加えて、海外教員研修留学生の受入拡大、エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）人材育成事業研修及び国際協力開発機構（JICA）課題別研修それぞれの受講生のネットワーク化と相互交流拡張、JICA 草の根技術協力事業によるアフリカ地域を主とした教師学習コミュニティのネットワーク化、経済協力開発機構（OECD）　Education 2030 と連動したグローカル教育コンソーシアムの確立、これらを連合教職大学院の教育課程・教育内容と連動させた大学院レベルでのグローバル教育を実施する。

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、総合教職開発本部の活動は第４期中期目標・中期計画と関連があり、(6)-1 については地域教職開発部及びインクルーシブ教育部が、(7)-3 については国際教職開発部が中心となり、教育学部・連合教職開発研究科・附属学園と連携し活動を行っており、本学の短期・中期の目標等の達成に資するものとなっている。

［参考資料］

福井大学総合教職開発本部規程（資料２）

国立大学法人福井大学 第４期中期目標・中期計画（抜粋）（資料６）

基準１【優れた点及び改善を要する点】

（優れた点）

総合教職開発本部の設置目的、活動は、本学の目的及び中期目標・計画に沿ったものであり、関係規程等に定められている。また、それらはホームページを通して本学構成員、地域・社会に公表されている。

（改善を要する点）

該当なし

<u>基準２　センター等の組織</u>

<u>２－１　設置目的を達成する上で必要な組織構成・実施体制が適切に整備され、機能していること。</u>

評価：Ａ：優れている

【基準に係る状況】

総合教職開発本部の設置目的を達成するための業務を行うため、本部規程第４条で国際教職開発部、地域教職開発部、インクルーシブ教育部の３つの部を、第５条において附属する施設として附属センターを置いている。

その実施体制として、福井大学学則第１５条の３において総合教職開発本部長を規定し、本部規程第７条から第９条において、本部の職員とその職務を、また、附属センター規程第４条から第６条において附属センターの職員とその職務を規定している。

【分析結果とその根拠理由】

本部規程第２条に規定されている設置目的「教育改革実現のために，国内外における教職専門性形成を支える教師教育の組織化及び高度化を推進するとともに，調査研究・研修・評価の推進及びそれを踏まえた組織の不断の改革を通して大学におけるガバナンスの構築において先導的な役割を果たす」、及び附属センター規程第２条に規定されている設置目的

「教育職員免許法に基づく教職課程に関する業務及び教育職員免許状に係る申請・更新・認定に関する業務」を達成するために必要な組織構成・実施体制を整えている。

［参考資料］
福井大学総合教職開発本部規程（資料２）
福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター規程（資料３）

２－２　設置目的を達成する上で必要な構成員が適切に配置されていること。

評価：Ｂ：おおむね標準的である

【基準に係る状況】

本部規程第７条から第９条及び附属センター規程第４条から第６条において、総合教職開発本部及び附属センターの職員とその職務を規定している。

総合教職開発本部の業務は、教育学部及び連合教職開発研究科と協働し実施している。そのため、総合教職開発本部専任教員の多くは、教育学部または連合教職開発研究科の兼務教員となり、また、総合教職開発本部兼任教員については、教育学部または連合教職開発研究科の専任教員が配置され、常に連携を取りながら業務を進めている。本部の専任教員・兼任教員等の配置については、毎年度、教員養成領域会議において審議し、兼任教員として関連する学部・研究科の委員会委員長等を配置している。

また、インクルーシブ教育部においては、子どものこころの発達研究センター及び附属学校園の教員及び教諭が兼任教員及び兼務教諭として配置されている。

【分析結果とその根拠理由】

総合教職開発本部の各部・附属センターには業務を行うために必要な専任教員及び兼任教員等が配置されている。また、本部の業務には関係部局である教育学部及び連合教職開発研究科との関係委員会との連携が必要であるため、その兼任教員の配置については、毎年度、教員養成領域で審議し、必要な構成員が配置されている。

［参考資料］
令和４年度総合教職開発本部 専任・兼任教員等一覧（資料７）

基準２【優れた点及び改善を要する点】

（優れた点）

総合教職開発本部の設置目的を達成するための業務を行うため、国際教職開発部、地域教職開発部、インクルーシブ教育部の３つの部と、附属教職課程・教員免許センターが設置されている。また、関係部局である教育学部、連合教職開発研究科及び子どものこころの発達研究センターとの連携を取りながら、構成員を配置している。

（改善を要する点）
　設置目的を達成する上での必要な構成員の配置には、関係部局との連携が欠かせず、今後も連携を強めていくことが望まれる。（基準２－２）

基準３　活動状況と成果・効果

３－１　設置目的に沿った活動が、充分に行われていること。

評価：Ａ：優れている

【基準に係る状況】

　総合教職開発本部の設置目的は、本部規程第２条に「教育改革実現のために，国内外における教職専門性形成を支える教師教育の組織化及び高度化を推進するとともに，調査研究・研修・評価の推進及びそれを踏まえた組織の不断の改革を通して大学におけるガバナンスの構築において先導的な役割を果たすこと」と規定されており、その目的を実施するため、総合教職開発本部に３つの部を置き、それぞれ設置目的を達成するための活動を行っている。（本部規程第６条）

　また、附属教職課程・教員免許センターの設置目的は、センター規程に「教育職員免許法に基づく教職課程に関する業務及び教育職員免許状に係る申請・更新・認定に関する業務遂行」（センター規程第２条）である。その目的を達成するため、以下の業務活動を掲げている。（センター規程第３条）

【国際教職開発部】

(1) 海外の現職教員等の教員研修に関すること。
(2) 国内の現職教員等の海外における教員研修に関すること。
(3) 外国語指導助手（ＡＬＴ）の教育に関すること。
(4) 国際教職開発部の活動計画の企画，立案及び調整に関すること。
(5) その他，国際教職開発に関すること。

【地域教職開発部】

(1) 教職大学院拠点校・連携校の支援に関すること。
(2) 中核的な役割を担う学校教員（ＣＳＴ・ＣＭＴ）の支援に関すること。
(3) 教員養成に係る高大接続に関すること。
(4) 学校教育におけるＩＣＴの活用に関すること。
(5) 教職キャリア支援に関すること。
(6) 地域教職開発部の活動計画の企画，立案及び調整に関すること。
(7) その他，地域教職開発に関すること。

【インクルーシブ教育部】

(1) インクルーシブ教育の推進に関すること。

(2) 特別支援コーディネータの育成に関すること。
(3) 附属学園における特別入学制度に関すること。
(4) 附属学園における教育相談対応に関すること。
(5) インクルーシブ教育部の活動計画の企画，立案及び調整に関すること。
(6) その他，インクルーシブ教育に関すること。

【附属教職課程・教員免許センター】
(1) 教職課程認定及び教育職員免許状に関すること。
(2) 教育実習に関すること。
(3) 免許状更新講習及び免許法認定講習に関すること。
(4) ふくいアカデミックアライアンスにおける教職科目の大学間共通化に関すること。
(5) センターの活動計画の企画，立案及び調整に関すること。
(6) その他，センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

【分析結果とその根拠理由】
各部・センターそれぞれの活動状況については、以下のとおりである。

(1) 国際教職開発部
令和３年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により海外渡航等が制限されたため、オンラインに切り替えて教員研修を実施したが、令和４年度緊急事態宣言解除後は、本邦研修の受入及び海外の現地訪問による教員研修を実施している。

［令和３年度～令和４年度受託事業］
○JICA 課題別研修「授業研究による教育の質的向上」コース研修（独立行政法人国際協力機構：2021/9/30－2022/2/28）
○JICA 技術協力プロジェクト「パキスタン国学校活動と住民参加を通じたジェンダーに配慮した就学継続プロジェクト」(独立行政法人国際協力機構:2022/3/23－2024/6/28)
○JICA 技術協力プロジェクト「ヨルダン国学習環境改善を通じた初等教育退学抑止プロジェクト」（独立行政法人国際協力機構：2022/2/14－2023/6/30）
○日本型教育の海外展開推進事業　パイロット事業（株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング：2022/8/5－2023/3/31）
・アフリカ・日本を結ぶ教師の専門職学習コミュニティネットワークの構築
○JICA 課題別研修「授業研究による教育の質的向上」コース研修（独立行政法人国際協力機構：2022/10/11－2023/3/31）
○JICA 草の根技術協力事業　マラウイ共和国における教師の専門職学習コミュニティネットワーク構築プロジェクト(草の根支援型)(独立行政法人国際協力機構:2022/12/1－2024/12/27)

・マラウイ共和国ナリクレ教員養成大学を核とした教師の専門職学習コミュニティネットワークの構築

○JICA ジブチ共和国国別研修「初等算数教育強化」（独立行政法人国際協力機構：2023/1/19－2023/3/31）

また、連合教職開発研究科が受託しているエジプト－日本教育パートナーシップ人材育成事業（EJEP-HRDP）に関しても、協働して実施している。

令和４年度：研修期間４週間×40 名×3 回（合計 120 名）

(2) 地域教職開発部

地域教職開発部は、ミッションとして「地域に貢献する大学として卓越した高度専門職業人を育成する。」を掲げている。それを受けて、以下に示す 5 つのビジョンの具現化を目指して教育学部及び連合教職開発研究科と協働実践を行っている。

・高度専門職業人の育成のためにリカレント教育を充実させる。
・生涯にわたる教職員の職能成長を支える。
・教員研修や免許更新講習を協働で実施する。
・学校拠点方式で学校の探究的な実践研究に協働参画する。
・高大接続を推進し、小中学校の教育活動を支援する。
・教員採用試験の対策を行い、教職志望の学生を支援する。

これらビジョンの具現化に向けて、以下の活動を行っている。

①連合教職開発研究科拠点校、連携校等との協働探究

・在籍院生　　令和 3 年度 103 名　　令和 4 年度 98 名
・関係校、関係機関　　令和 3 年度 78 か所　　令和 4 年度 84 か所
・奈良、岐阜、東京サテライト、宮古島教育委員会等との連携
・現職教員の学び直し、リカレント教育の推進
・クロスセッションによる校種、専門、年齢等を超えた教員研修の拡充

②福井県教員育成指標に基づく教員研修、教師教育の支援

・福井県教育委員会と福井大学連合教職大学院が協働で作成した福井県教員育成指標に基づいて教員研修を高度化
・教員免許更新講習、県のマネジメント研修等の共同開催、協働探究
・省察的な高度専門職としての教師の成長を支える研修システムの構築、評価の協働研究

③学校のプロジェクト学習、教育研究等の支援、社会貢献

・探求ネットワークによる地域の子どもたちの学びを拡げるプロジェクト学習
・大学生のライフパートナーによる不登校児童生徒支援、市町教委、県教委との協働による教育相談活動

・CST、ジュニアドクター、理数グランプリ、CMT、SSH、SGH 事業等の支援
・未来協働プラットフォームふくい推進事業の推進
④高大接続の推進
・オープンキャンパス、模擬授業、自由相談、嶺南枠入試ガイダンスの実施
・高校生が、総合的な学習の時間等を活用して大学で学び大学生と交流（若狭高校・美方高校・敦賀高校・武生高校・武生東高校・羽水高校　等）
・嶺南枠入試の実施、嶺南プログラム等の学部カリキュラム開発
⑤社会教育主事研修、県の教育機関における教員研修、独立行政法人教職員支援機構との協働
・社会教育主事研修を福井大学で開催
・県教育総合研究所、嶺南教育事務所、県特別支援教育センター、県幼児教育センターの教員研修との協働
・独立行政法人教職員支援機構との協働による教員研修の高度化
⑥ICT 活用、e ポートフォーリオ
・国の GIGA スクール構想を踏まえた教員研修、授業研究等の支援
⑦教員採用試験対策
・教員採用試験のガイダンス・説明会の実施、面接等の支援
［令和 4 年度教員採用試験対策］
メールによる論作文添削（190 件）志願書添削（107 件）オンライン面接（62 件）直前対策勉強会（142 件）県外受験者対応（模擬授業・場面指導他）
［令和 5 年度教員採用試験対策］
準備講座（21 件）教職教養 DVD 視聴（618 件）論作文（177 件）個人面接（93 件）ICT 活用講座（26 件）志願書添削（73 件）直前対策勉強会（129 件）

(3) インクルーシブ教育部
○気がかりな子どもに対する支援
・教育相談コーディネーターとしての大学スタッフと、特別支援学校も含めた附属学園の教員やスクールカウンセラーで構成している相談室「こもれび」で、12 年間を通して、教育相談活動やカウンセリング、健康相談等を日常的に実施している。

保護者出席支援会議	令和 3 年度 25 件、令和 4 年度 34 件
通室による指導	令和 3 年度 68 件、令和 4 年度 4 件
教室での個別支援	令和 3 年度 30 件、令和 4 年度 162 件
保護者相談	令和 3 年度 181 件、令和 4 年度 197 件

・前期課程、後期課程の児童・生徒とは、全員面談を実施。困り感を自覚していない子どもとの面談で、より自己肯定感や学校生活への安心感を抱かせると同時に、いじめ等の早期発見に努めている。

・担任教諭との、通常の保育や授業参観を通しての見取り内容の共有、些細なことも含めた情報共有を実施（年間 400 件強）することで、教員の困り感の解消にも寄与している。
・インクルーシブでは医教連携を進め、医学部教員がカウンセリングに同席し、より専門的見地からのアドバイスももらっている。今後益々需要が増加するものと捉えている。令和４年度からは、医学部教員が附属義務教育学校の学校医を兼務することとなり、情報共有がスムーズになった。
　令和３年度　後期２件
　令和４年度　前期１件、後期 10 件

○ギフテッド型発達障害児の特別支援枠の設置
・幼稚園で「親子支援枠」、前期課程で「親子支援枠（ギフテッド型)」、後期課程で「ギフテッド型入試枠」という名称で、令和４年度入試より若干名の募集を開始。
　令和４年度入試　幼（1/3）前期（4/12）後期（1/2）（合格者数／志願者数）
　令和５年度入試　幼（1/1）前期（1/2）　後期（0/2）
・特別入試枠の子どもの支援会議
　令和３年度　幼２回、前期３回、後期２回
　令和４年度　幼４回、前期８回、後期０回
・インクルーシブ WG 会議数
　令和３年度　幼９回、前期４回、後期２回
　令和４年度　幼９回、前期４回、後期２回
　主に幼稚園において、親子支援枠の子供の観察結果や支援内容の共有、次年度の入園選考の検討等を定期的・計画的に進めており、義務教育学校での支援の在り方についての先行研究的な位置づけとなっている。
・入試説明会で、特別支援枠設置の目的を説明し、個別面談を実施。入園・入学前から支援会議を適宜実施している。特に幼稚園においては、未就園児への園解放の場として「子育て広場」を開催しており、８月、９月実施時には入園希望者を観察、面談を実施した。

○PBL とインクルージョン
・義務教育学校の全学年でプロジェクト学習（「社会創生プロジェクト科」以下「社創」）を実施（学年、実施時数）
　令和３年度　３年 118、４年 110、５年 120、６年 129、７年 83、８年 101、９年 97
　令和４年度　３年 111、４年 125、５年 105、６年 115、７年 89、８年 96、９年 88
・自分たちでテーマを設定して、学年で協働してテーマ解明、及び校外での活動に結びつけている。テストで個別に点数化して評価されるような学習ではないので、それぞれの

個性を発揮しやすい。教科学習に積極的に関わることが困難であっても、この社創には意欲的に取り組む子供が多く、社創の時間をきっかけとして学級や学習に馴染んでいく子供もいる。

・社創の効果を教員が実感することで、教科学習でもプロジェクト型のカリキュラム構築が進められてきている。

・文部科学省研究「社会創生プロジェクト」開発学校に指定され、2018 年度から継続研究。福井大学連合教職大学院木村優、岸野麻衣、半原芳子の各教員に加え、外部から、学習院大学教授秋田喜代美氏、国立教育政策研究所研究員福本徹氏、東京大学大学院教授藤村宜之氏を運営指導員に迎え、全学年で実践研究を実施している。毎月 1、2 回程度、校内で「社会創生プロジェクト実践研究会」を実施し、実践の交流と検証を行っている。年度末には、各学年で実践記録を作成して、研究紀要に組み込み、県内外に発信している。

(4) 附属教職課程・教員免許センター

＜センターの任務・活動＞

センター業務(1)について、以下のとおり活動を行った。

・令和３年度及び令和４年度に、認定課程を受けている教育学部、工学部、連合教職開発研究科、工学研究科において、令和３年度は専任教員の変更・科目の新設・廃止のため、令和４年度は教職専任教員の変更、授業科目の新設・廃止・名称変更、単位数の変更及び履修方法の変更のため、教職課程認定の変更届を文部科学省へ提出し、次年度より適用している。

・学生一人ずつ単位修得を確認したうえで、福井県教育委員会へ教育職員免許の一括申請を行い、令和３年度及び令和４年度に以下のとおり教育職員免許が交付された。

＜令和３年度＞

令和３年度教員免許取得数（学部）

学科・専攻等名	卒業者の数	免許状取得者実数	小学校免許状		中学校免許状		高等学校免許状	特別支援学校免許状		幼稚園免許状		学部等合計（延べ数）	
			一種	二種	一種	二種	一種	一種	二種	一種	二種	一種	二種
教育学部学校教育課程	99	97	81	8	79	1	89	15	0	6	0	270	9
教育地域科学部学校教育課程	2	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	3	1
機械・システム工学科	158	1					1					1	0
電気電子情報工学科	115	0					0					0	0
建築・都市環境工学科	72	2					2					2	0
物質・生命化学科	146	7					7					7	0
応用物理学科	46	7					7					7	0
合計	638	116	82	9	80	1	107	15	0	6	0	290	10

令和３年度教員免許取得数（大学院）

学科・専攻等名	卒業者の数	免許状取得者実数	小学校免許状			中学校免許状			高等学校免許状		特別支援学校免許状			幼稚園免許状			学部等合計（延べ数）		
			専修	一種	二種	専修	一種	二種	専修	一種	専修	一種	二種	専修	一種	二種	専修	一種	二種
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教職開発専攻	60	42	24	0	0	39	0	0	49	0	0	0	0	1	0	0	113	0	0
産業創成工学専攻	83	0							0	0							0	0	0
安全社会基盤工学専攻	83	0							0	0							0	0	0
知識社会基礎工学専攻	83	1							0	1							0	1	0
合計	309	43	24	0	0	39	0	0	49	1	0	0	0	1	0	0	113	1	0

＜令和４年度＞

令和４年度教員免許取得数（学部）

学科・専攻等名	卒業者の数	免許状取得者実数	小学校免許状		中学校免許状		高等学校免許状	特別支援学校免許状		幼稚園免許状		学部等合計（延べ数）	
			一種	二種	一種	二種	一種	一種	二種	一種	二種	一種	二種
教育学部学校教育課程	93	263	83	1	78	0	84	12	0	4	1	261	2
機械・システム工学科	141	3					3					3	0
電気電子情報工学科	134	0					0					0	0
建築・都市環境工学科	63	1					1					1	0
物質・生命化学科	134	7					7					7	0
応用物理学科	52	4					4					4	0
合計	617	278	83	1	78	0	99	12	0	4	1	276	2

令和４年度教員免許取得数（大学院）

学科・専攻等名	卒業者の数	免許状取得者実数	小学校免許状			中学校免許状			高等学校免許状		特別支援学校免許状			幼稚園免許状			学部等合計（延べ数）		
			専修	一種	二種	専修	一種	二種	専修	一種	専修	一種	二種	専修	一種	二種	専修	一種	二種
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教職開発専攻	52	42	21	0	0	28	0	0	35	0	3	0	0	0	0	0	87	0	0
産業創成工学専攻	87	0							0	0							0	0	0
安全社会基盤工学専攻	81	0							0	0							0	0	0
知識社会基礎工学専攻	94	1							0	1							0	1	0
合計	314	43	24	0	0	39	0	0	49	1	0	0	0	1	0	0	113	1	0

センター業務(2)について、以下のとおり活動を行った。

・本学附属学校、県内外小中高等学校、都道府県教育委員会等との連絡調整・依頼、実習に必要な消耗品等の準備を行った。

センター業務(3)について、以下のとおり活動を行った。

・令和３年度については、福井大学教員免許状更新講習運営委員会にて免許更新講習の実施状況について報告がなされ、計画通りに実施されたことが確認された。

・「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が令和４年７月１日に施行され、教育職員免許の更新制に関する規定を削除されたことから、令和４年度より免許状更新講習の実施は行っていない。

センター業務(4)について、以下のとおり活動を行った。

・ふくいアカデミックアライアンス（以下 FAA）において、他大学等より、特別聴講学生として学生を受け入れた。令和３年度は、教職科目の教育の基礎理論である「教育の理念・歴史・思想」を福井工業大学の学生４名、特別支援教育に関する科目である「障害の判別・診断とアセスメント」を福井工業大学の学生 63 名が受講した。令和４年度は「障害の判別・診断とアセスメント」を福井工業大学の学生 37 名、福井工業高等専門学校学生が １名受講した。令和３年度、令和４年度については、新型コロナウィルス感染拡大の影響により、小学校及び中学校教諭免許状取得に必要である社会福祉施設等での介護等体験が実施できず、代替措置の一つとして特別支援教育に関する科目「障害の判別・診断とアセスメント」の受講で対応することになっているため、特に他大学等からの需要が高かった。

センター業務(5)について、以下のとおり活動を行った。

・総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター運営委員会を令和３年度に開催し、本学の教員養成の在り方を総合的に検討、実施する組織として設置され、全学組織として教職科目等の検討や全学的な教職課程・教員免許に係る課題の解決を行っていくことで合意を得た。

センター業務(6)について、以下のとおり活動を行った。

・教員養成フラッグシップ大学に指定されたこと等に伴う教職課程の見直しに際し、教育職員免許法および施行規則、教職課程認定基準等に関する基礎知識、および義務教育特例と小学校教職課程設置要件の緩和等に関する情報提供を教授会にて行い、教職課程に関する構成員の理解を促進した。

附属教職課程・教員免許センターの活動内容は、センターの目的に沿って実施されている。また、センター規程で掲げている業務活動を満たす内容である。センター業務（1）では教員免許を希望する学生全員に教員免許の交付が受けられるよう、教員免許課程認定を受け、学生一人ずつ単位の修得確認を行い、福井県教育委員会への一括申請を行っていることや、センター業務(4)では、FAA により実際に他大学の学生を受け入れ、単位を修得させることができている。これらのことから、設置目的に沿った業務を行われてきたと判断できる。

(5) 心理教育相談

インクルーシブ教育部教員が中心となり、臨床心理学的支援及び臨床心理学等に関する教育研究を目的とし、心理的な困難を有する者又はその保護者、関係者に対する心理教育相談活動を行っている。

心理教育相談件数（延べ件数）　令和 3 年度：274 件、令和 4 年度：303 件

３－２　設置目的の達成に資する成果・効果があがっていること。

評価：Ａ：優れている

【基準に係る状況】

総合教職開発本部規程第２条に規定している本部の設置目的は、「教育改革実現のために，国内外における教職専門性形成を支える教師教育の組織化及び高度化を推進するとともに，調査研究・研修・評価の推進及びそれを踏まえた組織の不断の改革を通して大学におけるガバナンスの構築において先導的な役割を果たすこと」、またセンターの設置目的は、「教育職員免許法に基づく教職課程に関する業務及び教育職員免許状に係る申請・更新・認定に関する業務遂行」としている。

それぞれの活動状況については基準３－１に記載しているが、令和３年度に総合教職開発本部が設置され、活動をスタートさせた対象年度（令和３年度～令和４年度）の２年間において、目的に沿った成果や効果が表れてきている。

【分析結果とその根拠理由】

各部・センターそれぞれの成果・効果については、以下のとおりである。

(1) 国際教職開発部

国際教職開発部が中心となり、独立行政法人 国際協力機構（JICA）の海外教員研修に関する公募事業へ申請し、採択されている。あるいは委託業務として実施している。また、その実施にあたっては、現職教員研修に多くの実績を持つ連合教職開発研究科と連携を取り、それぞれの国の事情にあわせた研修プログラムを作成している。

・JICA 課題別研修「授業研究による教育の質的向上」コース研修
・JICA 技術協力プロジェクト「パキスタン国学校活動と住民参加を通じたジェンダーに配慮した就学継続プロジェクト」
・JICA 技術協力プロジェクト「ヨルダン国学習環境改善を通じた初等教育退学抑止プロジェクト」
・日本型教育の海外展開推進事業　パイロット事業
・JICA 課題別研修「授業研究による教育の質的向上」コース研修
・JICA 草の根技術協力事業　マラウイ共和国における教師の専門職学習コミュニティネットワーク構築プロジェクト（草の根支援型）
・JICA ジブチ共和国国別研修「初等算数教育強化」

(2) 地域教職開発部

教育学部、連合教職開発研究科と連携を取り、以下の取組を実施している。

・学校拠点方式で教職大学院の学びを展開し、省察的実践者をコアとしたプロフェッショナル・ラーニング・コミュニティのつながりを拡充させている。

・オンライン遠隔システムを活用して、東京サテライトを拠点として、関東や沖縄の宮古島等の離島から多様なニーズを持った現職教員を院生として受け入れている。
・県教委のマネジメント研修を協働開催し、教職大学院の 1 年履修に接続させるシステムを構築している。
・免許更新講習を福井県教育委員会と協働開催して、省察的実践者としての資質能力の向上を支援している。
・教育行政、学校と連携して、理数グランプリ、ジュニアドクター、CST、CMT、SSH、SGH 等を通して、子どもや教員の探究的な学びを支援している。
・産学官医金連携による未来協働プラットフォーム推進事業でコンソーシアム体制を構築し、地域ウェルビーイング探究を支える高校生のゼミナール及びワークショップを実施している。
・高大接続に積極的に取り組み、嶺南枠入試を実施するとともに、地元教育委員会との協働による嶺南プログラムのカリキュラム開発を行う。
・教員志望者が減少している厳しい現状を踏まえて、教職の魅力を発信するとともに、実践的な力量形成のためのカリキュラム開発を行い、教員採用試験に向けてのガイダンスについても充実させる。

特に、地域に貢献する大学として、卓越した高度専門職業人を育成するミッション具現化のため、令和 4 年度福井県教育委員会と協働して教員免許状更新講習を兼ねた中堅教諭等資質向上研修を開催した。「実践・省察」を重視した 3 日間の講習の中では、年代や校種を越えた様々なグループで協議し、福井県の教員として共に学び合うデザインとした。新型コロナウィルス感染症の影響を受け対面式での講習ができないという状況の中、「実践を基に語り聴き・読み綴り、共に学び合う」という本講習の本質を保てるよう、対面と Zoom を用いたオンライン講習をハイブリッドで実施した。

なお、教員免許更新講習は令和 4 年度で廃止となったが、令和 4 年度に廃止後の教員研修の有り方について県教委と協議を行い、令和 5 年度以降も福井大学と県教委の協働開催を継続することとし、その中堅等研修(悉皆研修)のデザインについても開発を行った。

(3) インクルーシブ教育部

教育学部、連合教職開発研究科及び附属学園と連携を取り、以下の取組を実施している。

○令和 3 年度文部科学省委託「幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究」「特別な配慮が必要な幼児に対し、特別入試枠を設け、12 年間の継続的支援を実行するための幼児期段階での包括的調査研究―国立大学附属幼稚園の地域貢献を目指して―」（令和 4 年 3 月）

・12 年間の教育研究のうち、(1) 幼稚園段階での特別入試枠に関する調査研究、(2) 遊び

と学級づくりを通したインクルーシブ教育システムを踏まえた開発研究、(3) 保護者支援を含む移行支援の在り方についての実践研究をまとめて発表した。

〇文部科学省研究開発学校実施報告書

「社会創生プロジェクトカリキュラム開発研究報告書」（令和４年３月）

・長期的なプロジェクト型学習を義務教育 9 カ年で発展的に積み重ね、社会に意思を持って生き、自律的な学びができる子供を育てるために必要な資質・能力の研究開発について報告・発表した。

(4) 附属教職課程・教員免許センター

前述のとおり、令和３年度、令和４年度ともに教育学部・工学部・連合教職開発研究科・工学研究科の教員免許課程認定の変更届を提出し、各学部・各研究科の課程表にも反映している。学生は課程表に沿って、単位を修得することで、教員免許状の申請基準を満たすことが可能である。教員免許状取得状況は基準３－１(４)に記載したとおりである。さらに、教員採用試験に合格し、就職した学生は以下のとおりである。

附属教職課程・教員免許センターでの業務を着実に進めた結果、教員志望の学生の人数を保つことができ、大学全体で、令和３年度７６名、令和４年度６７名が教員に採用されている。

＜令和３年度＞

令和３年度教員採用状況（学部）

学科・専攻等名	採用の区分	認定こども園			幼稚園			小学校			中学校			高等学校			特別支援学校									合計		
																	（旧盲学校）			（旧聾学校）			（旧養護学校）					
		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
教育学部学校教育課程	正	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	41	0
	他	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	21	0
教育地域科学部学校教育課程	正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械・システム工学科	正													0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	他													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気電子情報工学科	正													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建築・都市環境工学科	正													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物質・生命化学科	正													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	他													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
応用物理学科	正													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	正	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	11	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	43	0
	他	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	21	0

令和３年度教員採用状況（大学院）

学科・専攻等名	採用の区分	認定こども園			幼稚園			小学校			中学校			高等学校			特別支援学校									合計		
																	（旧盲学校）			（旧聾学校）			（旧養護学校）					
		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
教育学研究科学校教育専攻	正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教職開発専攻	正	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
	他	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	0
産業創成工学専攻	正													0	0	0										0	0	0
	他													0	0	0										0	0	0
安全社会基盤工学専攻	正													0	0	0										0	0	0
	他													0	0	0										0	0	0
知識社会基礎工学専攻	正													0	0	0										0	0	0
	他													0	0	0										0	0	0
合計	正	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
	他	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6	0

＜令和４年度＞

令和４年度教員採用状況（学部）

学科・専攻等名	採用の区分	認定こども園			幼稚園			小学校			中学校			高等学校			特別支援学校									合計		
																	（旧盲学校）			（旧聾学校）			（旧養護学校）					
		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
教育学部学校教育課程	正	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	36	0
	他	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	4	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	12	1
教育地域科学部学校教育課程	正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械・システム工学科	正													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気電子情報工学科	正													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建築・都市環境工学科	正													0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	他													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物質・生命化学科	正													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他													0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0
応用物理学科	正													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	正	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	15	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	37	0
	他	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	4	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	14	1

令和４年度教員採用状況（大学院）

学科・専攻等名	採用の区分	認定こども園			幼稚園			小学校			中学校			高等学校			特別支援学校									合計		
																	（旧盲学校）			（旧聾学校）			（旧養護学校）					
		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
教育学研究科学校教育専攻	正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教職開発専攻	正	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	12	0
	他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
産業創成工学専攻	正													0	0	0										0	0	0
	他													0	0	0										0	0	0
安全社会基盤工学専攻	正													0	0	0										0	0	0
	他													0	0	0										0	0	0
知識社会基礎工学専攻	正													0	0	0										0	0	0
	他													0	0	0										0	0	0
合計	正	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	12	0
	他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

３－３　本学の目的等の達成に資する成果・効果があがっていること。

評価：Ａ：優れている

【基準に係る状況】

総合教職開発本部に係る本学の目的等の達成に資する活動の成果・効果については、基準３－１及び３－２で述べたとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

総合教職開発本部の設置目的は、「教育改革実現のために，国内外における教職専門性形成を支える教師教育の組織化及び高度化を推進するとともに，調査研究・研修・評価の推進及びそれを踏まえた組織の不断の改革を通して大学におけるガバナンスの構築において先導的な役割を果たすこと」と、附属センター設置目的は「教育職員免許法に基づく教職課程に関する業務及び教育職員免許状に係る申請・更新・認定に関する業務」としており、これは本学理念、目的に合致したものであり、本学の目的等の達成に資する成果・効果があがっていると判断できる。

３－４　本学の中期目標・計画を含め本学の短期・中期の目標等の達成に資する成果・効果があがっていること。

評価：Ａ：優れている

【基準に係る状況】

総合教職開発本部の設置目的や活動等が達成に資する第４期中期目標・中期計画は基準１－３に記載のとおりである。また、基準３－１及び３－２に記載するように、これら中期目標・計画の達成に資する活動を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

第４期中期目標・中期計画

(6)-1　福井県をはじめとする学校教育現場で求められている卓越高度専門職業人としての教員を計画的に養成することを目指し、教育学部・教職大学院・附属学園・総合教職開発本部の連携のもと、教育学部のカリキュラム改善や、インクルーシブ教育の推進など教員の力量形成に資する教育プログラム等の充実を通して、OECD Education2030 段階に対応する教師教育改革を見据えた学習の高度化と地域のニーズへの対応の両者を実現する質の高い教育を実施する。

教育学部と連携し、教員採用試験に向けてのガイダンスを充実させるとともに、教職の魅力を発信し、教職を志望する学生の確保及び支援を行っている。また、地域教職開発部が中心となり、福井県をはじめとする現職教員の研修を実施している。

(7)-3　総合教職開発本部と連携しながら教職大学院をハブとした国際的な教師教育改革推進組織の確立とそれによる教育課程と教育内容の高度グローバル化を目指し、シンガポール国立教育研究所（NIE）協定に基づく交換留学に加えて、海外教員研修留学生の受入拡大、エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）人材育成事業研修及び国際協力開発機構（JICA）課題別研修それぞれの受講生のネットワーク化と相互交流拡張、JICA 草

の根技術協力事業によるアフリカ地域を主とした教師学習コミュニティのネットワーク化、経済協力開発機構（OECD） Education 2030 と連動したグローカル教育コンソーシアムの確立、これらを連合教職大学院の教育課程・教育内容と連動させた大学院レベルでのグローバル教育を実施する。

国際教職開発部が中心となり教職大学院と連携し、新型コロナウィルス感染症拡大対策を講じながら海外教員研修受講生の受け入れを積極的に行い、研修受講生の学びを大学院の学びに連動しながら、研修評価についても大学院の評価スケールを導入し、研修受講生の学びの高度化を推し進めた。また、国際協力開発機構（JICA）の海外教員研修に関する公募事業を複数受託し、実践研究福井ラウンドテーブル Zone D（International）においてそれぞれの受講生のネットワーク化や相互交流拡張、アフリカ地域を主とした教師学習コミュニティのネットワーク化に関する取組を行っている。

３－５　活動状況及びその成果・効果が、学内及び地域・社会に対して公表されていること。

評価：Ｂ：おおむね標準的である

【基準に係る状況】

本部では、総合教職開発本部の概要及び活動状況等をホームページに掲載することにより、学内外に公表している。また、研究紀要「福井大学教育実践研究」を毎年発行し、教員養成・教師教育の研究・推進に係る教育実践や教育臨床に関する論文・報告を公表している。

紀要「福井大学教育実践研究」

令和３年度：第 46 号刊行（実践論文５編、実践報告・資料４編）

令和４年度：第 47 号刊行（実践論文７編、実践報告・資料３編）

連合教職開発研究科との共同により実践研究福井ラウンドテーブルを年２回開催（参加者数約 700 名）し、学部生・院生、国内外の現職教員、地域住民、企業等が参加し、現職教員研修のネットワーク化、実践交流の場を設けている。

［実践研究福井ラウンドテーブル］

令和３年度　Summer sessions　2021.6.19-20、Spring sessions　2022.2.19-20

令和４年度　Summer sessions　2022.6.18-19、Spring sessions　2023.2.18-19

【分析結果とその根拠理由】

本部の活動状況等については、ホームページで公表され、随時更新している。また研究成果を「福井大学教育実践研究」として刊行し、福井大学リポジトリでもインターネットを介して無料で公開している。

［参考資料］
総合教職開発本部ホームページ　　https://www.gpdt.u-fukui.ac.jp/（資料５）

基準３【優れた点及び改善を要する点】
（優れた点）
・総合教職開発本部は令和３年度に設置され、自己点検・評価の対象となる期間は令和３年度から令和４年度の２年間であるが、設置後、各部・センターにおいてそれぞれ活動内容を検討し取組を進めたことにより、成果・効果が上がってきている。
［国際教職開発部］独立行政法人国際協力機構（JICA）の海外教員研修に関する受託事業、委託業務を複数実施している。
［地域教職開発部］教員免許更新講習廃止後の教員研修の有り方について県教委と協議を行い、令和 5 年度以降も福井大学と県教委の協働開催を継続することとし、その中堅等研修（悉皆研修）のデザインについても開発を行った。
［インクルーシブ教育部］教育相談コーディネーターとしての大学スタッフと、特別支援学校も含めた附属学園の教員やスクールカウンセラーで構成している相談室「こもれび」で、幼稚園・義務教育期間の 12 年間を通して、教育相談活動やカウンセリング、健康相談等を日常的に実施している。
［附属教職課程・教員免許センター］教育学部・工学部・連合教職開発研究科・工学研究科の教員免許課程認定の変更届を提出し、各学部・各研究科の課程表にも反映している。大学全体で、令和３年度７６名、令和４年度６７名が教員に採用されている。
・各部・センターでの活動を進めるため、福井県教育委員会や独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人教職員支援機構など、学外関係機関との連携を進めている。

（改善を要する点）
総合教職開発本部ホームページで活動状況等を公表しているが、コンテンツの充実や更新頻度をさらに高めていく必要がある。（基準３－５）

<u>基準４　学生・研究者等の受入れ、支援等（該当する場合）</u>
<u>４－１　設置目的に沿って、学生・研究者等を適切に受入れていること。</u>
（該当なし）

<u>４－２　設置目的に沿った履修指導・研究指導を含め支援等が適切に実施され、成果・効果があがっていること。</u>
（該当なし）

基準５　施設・設備

５－１　活動する上で必要な施設・設備が適切に整備されていること。

評価：Ａ：優れている

【基準に係る状況】

文京キャンパス総合研究棟Ⅴ（教育系１号館）及び総合研究棟Ⅵ（教育系３号館）、総合教職開発本部棟にコラボレーションホール、演習室、実験室等が整備されている。

総合研究棟Ⅴ（教育系１号館）：

コラボレーションホールⅢ、教育心理実験室、事務室

総合研究棟Ⅵ（教育系３号館）：

教職キャリア支援学習室、教職キャリア支援演習室、教職実践演習室、ICT 教育活用実験室、教員室　他

総合教職開発本部棟：

教育臨床部門相談室、教育臨床部門プレイルーム、神経心理実験室、教育研究協働プロジェクト推進室、教員室　他

総合研究棟Ⅴ（教育系１号館）コラボレーションホールⅢは、主に国際教職開発部及び地域教職開発部において海外現職教員研修及びカンファレンス等に使用し、グループワークに対応した可動式の机や大型モニター、全面ホワイトボードなどを備えている。また、総合研究棟Ⅵ（教育系 3 号館）は、地域教職開発部での教職キャリア支援や学校教育における ICT 活用に関する活動を行っている。教職キャリア支援学習室等には教職を志望する学生に対しての支援のため教員採用試験に関する教材等を備えている。総合教職開発本部棟では、インクルーシブ教育部教員が活動しており、インクルーシブ教育及び心理教育相談等を行っており、教育臨床部門プレイルーム及び相談室では心理教育相談活動等のため、応接セットや隣室から観察可能なマジックミラー、知能検査キット等の設備を備えている。

【分析結果とその根拠理由】

各部のそれぞれの活動に必要なホール、演習室等が配置されており、それぞれの活動に必要な設備が整備されている。

［参考資料］

文京団地建物平面図（抜粋）（資料８）

５－２　活動する上で必要な施設・設備が有効に活用されていること。

評価：Ａ：優れている

【基準に係る状況】

総合研究棟Ⅴ（教育系１号館）コラボレーションホールⅢは、海外現職教員研修及びカン

ファレンス等に利用されている。また、総合研究棟Ⅵ（教育系３号館）の教職を志望する学生に対しての支援を、総合教職開発本部棟の教育臨床部門プレイルーム及び相談室では、心理教育相談活動等を行っている。その活動状況は基準３－１及び３－２で述べたとおりである。

【分析結果とその根拠理由】
　総合教職開発本部が管理している研究室、相談室等においては、各部での活動が行われており、設備等は有効に活用されている。

基準５【優れた点及び改善を要する点】
（優れた点）
　各部のそれぞれの活動に必要なホール、演習室等が配置されており、それぞれの活動に必要な設備が整備されており、有効に活用されている。
（改善を要する点）
　該当なし

基準６　財務

６－１　設置目的に沿った活動を適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

　評価：Ｂ：おおむね標準的である
【基準に係る状況】
　総合教職開発本部の運営は、令和４年度より配分された全学共通経費により行っている。また、ミッション実現戦略経費や、学内外の公募事業に積極的に申請し、活動に必要な経費を確保している。

［令和３年度～令和４年度　受託事業］
　〇国際教職開発部
　・JICA 課題別研修「授業研究による教育の質的向上」コース研修（独立行政法人国際協力機構：2021/9/30-2022/2/28、2022/10/11-2023/3/31）
　・JICA 技術協力プロジェクト「パキスタン国学校活動と住民参加を通じたジェンダーに配慮した就学継続プロジェクト」（独立行政法人国際協力機構：2022/3/23-2024/6/28）
　・JICA 技術協力プロジェクト「ヨルダン国学習環境改善を通じた初等教育退学抑止プロジェクト」（独立行政法人国際協力機構：2022/2/14-2023/6/30）
　・日本型教育の海外展開推進事業　パイロット事業（株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング：2022/8/5-2023/3/31）

・JICA 草の根技術協力事業　マラウイ共和国における教師の専門職学習コミュニティネットワーク構築プロジェクト（草の根支援型）（独立行政法人国際協力機構：2022/12/1-2024/12/27）
・JICA ジブチ共和国国別研修「初等算数教育強化」（独立行政法人国際協力機構：2023/1/19-2023/3/31）

〇地域教職開発部
・令和３年度教員講習開設事業費等補助金（文部科学省：2021/4/1-2022/3/31）
・連携教職大学院を対象とする地域センター支援事業（独立行政法人教職員支援機構：2022/4/1-2023/3/31）

【分析結果とその根拠理由】
運営経費である全学共通経費は、設置初年度である令和３年度は配分がなかったが、令和４年度より配分され、活動に必要な経費は確保されている。また、活動をより進めるため、複数の受託事業を実施している。

６－２　設置目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画が策定され、適切に履行されていること。

評価：Ａ：優れている
【基準に係る状況】
総合教職開発本部予算となる全学共通経費の予算・決算については、総合教職開発本部運営委員会において審議のうえ、承認を得ている。予算案の策定に際しては、管理経費を中心に、教育実習支援経費、紀要印刷費など、設置目的等の達成に資する活動を実施できるよう配分を行っている。また、受託事業等については、それぞれの要項等に基づき収支報告書を行っている。

【分析結果とその根拠理由】
運営委員会において、総合教職開発本部の設置目的である活動に必要な経費の配分を行っている。また、その決算を行っており、収支に係る計画が策定・履行されている。

基準６【優れた点及び改善を要する点】
（優れた点）
ミッション実現戦略経費や、学内外の公募事業に積極的に申請し、活動に必要な経費を確保している。
（改善を要する点）
運営経費である全学共通経費は、設置初年度である令和３年度は配分がなく、令和４年度

より配分されるようになったが、基本的なセンター管理経費の確保にとどまっている。活動を実施するために複数の受託事業により外部資金の獲得に努めている。（基準６－１）

基準７　管理運営

７－１　管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づき適切な規定等が整備されていること。

評価：Ａ：優れている

【基準に係る状況】

福井大学委員会規程（平成 16 年福大規程第 36 号）第５条及び本部規程第 10 条に総合教職開発本部運営委員会設置について規定されており、それらに基づき置かれている「総合教職開発本部運営委員会」において総合教職開発本部の管理運営を行っている。

福井大学委員会規程（抜粋）

（運営委員会）

第５条　総合教職開発本部，社会共創教育部，附属図書館，産学官連携本部，学内共同教育研究施設等及び保健管理センターに，当該組織の運営に関する事項について審議する運営委員会を置く。

２　前項の運営委員会の種類，審議事項，組織，委員長及び事務担当部課は，別表３のとおりとする。

３　委員（役職指定の委員を除く。）は学長が委嘱するものとし，その任期は２年とする。当該委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

４　委員長は，運営委員会を招集し，その議長となる。

５　委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員が，その職務を代行する。

６　運営委員会は，委員の過半数の出席をもって成立し，議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

７　運営委員会は，委員がやむを得ない事情により欠席するときは，当該委員が指名した代理の者の出席を認め，前項の定足数に含めるとともに，議決に加わらせることができる。

８　運営委員会は，必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

９　運営委員会は，必要に応じ，小委員会を置くことができる。小委員会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

別表３（運営委員会）抜粋

委員会	主な審議事項	組織	委員長	事務担当部課
総合教職開発本部運営委員会	総合教職開発本部の運営に関する事項	本部長，副本部長，部長，附属教職課程・教員免許センター長，その他委員会が必要と認めた者	本部長	総務部人文社会系運営管理課

【分析結果とその根拠理由】

福井大学委員会規程第５条及び本部規程第 10 条おいて「総合教職開発本部運営委員会」の設置が規定されており、総合教職開発本部の運営に関する事項の審議を行っている。

７－２　設置目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

評価：Ａ：優れている

【基準に係る状況】

総合教職開発本部の管理運営については、基準７－１に記載した総合教職開発本部運営委員会において、総合教職開発本部の円滑な運営を図るための計画立案、審議を行っている。運営委員会の開催には、対面開催のほか、WEB 会議、メール審議を導入し、迅速かつ効率的な運営に努めている。運営体制については、本部規程第７条及び第９条に規定するように、本部長、副本部長、部長、専任教員及びその他必要な職員、兼任教員を配置している。

事務組織については、本部規程第 13 条に規定するように総務部人文社会系運営管理課が、附属センター規程第８条に規定するように学務部教務課が担当している。また、福井大学総合教職開発本部事務室要項（令和３年事務局長裁定）において、総合教職開発本部事務室の組織を規定し、総合教職開発主幹を置き、国際教職開発部の活動に関し学務部国際課、インクルーシブ教育部に関し総務部人文社会系運営管理課附属学園担当、附属センターに関し学務部教務課の職員が配置されている。

【分析結果とその根拠理由】

本部長、副本部長、部長、専任教員等、事業実施に必要な教員が配置されている。また、兼任教員については、教育学部及び連合教職開発研究科の専任教員が配置され、また総合教職開発本部専任教員の多くは、教育学部及び連合教職開発研究科の兼務教員となり、緊密に連携を取りながら事業を進めている。

［参考資料］

福井大学総合教職開発本部事務室要項（資料９）

基準７【優れた点及び改善を要する点】
（優れた点）
　総合教職開発本部運営委員会及び総合教職開発本部事務室に関する規定が定められ、必要な構成員が配置されており、連携を取りながら事業を進めている。
（改善を要する点）
　該当なし

基準８　内部質保証

８－１　活動の状況やその成果・効果について、自己点検・評価を行い、その結果を改善につなぐ適切な体制（内部質保証体制）が整備されていること。

評価：Ａ：優れている
【基準に係る状況】
　本部の円滑な管理運営を図るため、福井大学委員会規程（平成 16 年福大規程第 36 号）第５条に基づき、本部の重要事項の審議・検討を行う「総合教職開発本部運営委員会」を設置している。運営委員会において、自己点検・評価に関する事項を審議している。

【分析結果とその根拠理由】
　総合教職開発本部運営委員会が設置されており、自己点検・評価や活動状況の改善を行う体制が整備されている。

８－２　内部質保証体制が有効に機能していること。

評価：Ａ：優れている
【基準に係る状況】
　総合教職開発本部運営委員会の委員には本部長、副本部長のほか、各部部長、附属センター長が充てられており、各部・附属センターの活動状況や成果等について審議できる体制となっている。運営委員会の開催には、対面開催のほか、WEB 会議、メール審議を導入し、迅速かつ効率的な運営を行っており、自己点検・評価を含めて内部質保証を行っている。

【分析結果とその根拠理由】
　総合教職開発本部運営委員会には、各部・附属センターの長が委員となり、それぞれの活動状況や成果等を審議できる体制となっている。また、運営委員会は随時開催されており、自己点検・評価や活動状況の改善を行う体制が有効に機能している。

８－３　全学テーマ別自己点検・評価に係る点検・評価項目の基準等が満たされていること。（該当する場合）

（該当なし）

基準８【優れた点及び改善を要する点】

（優れた点）

該当なし

（改善を要する点）

総合教職開発本部運営委員会において自己点検・評価や活動状況の改善を行っているが、実施体制についての検討が望まれる。（基準８－１）

【資料１】

福井大学学則　（抜粋）

平成16年４月１日
福大学則第１号

目　次

第１章　総則
第１節　目的及び使命（第１条）
第２節　組織（第２条－第11条）
第３節　職員（第12条－第12条の２）
第４節　組織の長（第13条－第19条の２）
第５節　教授会等（第20条－第21条）
第６節　自己評価及び教育研究の状況の公表等（第22条－第23条）
第２章　学部通則
第１節　学年，学期及び休業日（第24条－第26条）
第２節　修業年限及び在学期間（第27条－第29条）
第３節　入学（第30条－第38条）
第４節　教育課程，履修方法，単位の授与等（第39条－第52条の２）
第５節　卒業及び学位の授与等（第53条－第56条）
第６節　休学，留学，転学，転部，退学及び除籍（第57条－第62条）
第７節　賞罰（第63条－第64条）
第８節　検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第65条－第73条）
第９節　研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別の課程（第74条－第77条）
第１０節　外国人留学生（第78条）
附　則

第１章　総則

第１節　目的及び使命

（目的及び使命）

第１条　福井大学（以下「本学」という。）は，学術と文化の拠点として，高い倫理観のもと，人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し，地域，国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と，独創的でかつ地域の特色に鑑みた教育科学研究，先端科学技術研究及び医学研究を行い，専門医療を実践することを目的とする。

第２節　組織

（学部，学科及び課程）

第２条　本学に，次の学部，学科及び課程を置く。

教育学部　学校教育課程
医学部　医学科
　　看護学科
工学部　機械・システム工学科
　　電気電子情報工学科
　　建築・都市環境工学科
　　物質・生命化学科
　　応用物理学科
国際地域学部　国際地域学科

２　前項の各学部に置く学科及び課程の入学定員，編入学定員及び収容定員は，別表１のとおりとする。
３　各学部，学科又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，学長が別に定める。
４　学長は，前項により目的を定めるに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
５　学部に関し必要な事項は，別に定める。
（共通教育部）
第２条の２　本学に，共通教育部を置く。
２　共通教育部に関し必要な事項は，別に定める。
（総合教職開発本部）
第２条の３　本学に，総合教職開発本部を置く。
２　総合教職開発本部に関し必要な事項は，別に定める。
（社会共創教育部）
第２条の４　本学に，社会共創教育部を置く。
２　社会共創教育部に関し必要な事項は，別に定める。
（大学院）
第３条　本学に，大学院を置き，次の研究科を置く。
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科
医学系研究科
工学研究科
国際地域マネジメント研究科
２　福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科は，福井大学，奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学の間で締結された協定書に基づき設置するもので，本学を基幹大学とし，奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学を参加大学として組織する。
３　この学則に定めるもののほか，大学院に関し必要な事項は，大学院学則に定める。
（学術研究院）
第４条　本学に，教員組織として学術研究院を置き，次の部門等を置く。
教育・人文社会系部門
医学系部門
工学系部門
先進部門
基盤部門
先端研究推進特区
２　学術研究院に関し必要な事項は，別に定める。
（教育学部附属学園及び附属学校）
第５条　本学の教育学部に，附属学園を置き，附属学園に，次の附属学校を置く。
附属幼稚園
附属義務教育学校
附属特別支援学校
２　附属特別支援学校においては，学校教育法（昭和22年法律第26号，以下「学校教育法」という。）第72条に規定する知的障害者に対する教育を行う。
３　附属学園及び附属学校に関し必要な事項は，別に定める。
（医学部附属病院）
第５条の２　本学の医学部に，附属病院を置く。
２　附属病院に関し必要な事項は，別に定める。

３　研究科長は，当該研究科の校務をつかさどり，所属職員を監督する。

（共通教育部長）

第１５条の２　共通教育部に共通教育部長を置く。

２　共通教育部長は，共通教育部の校務をつかさどり，所属職員を監督する。

（総合教職開発本部長）

第１５条の３　総合教職開発本部に総合教職開発本部長を置く。

２　総合教職開発本部長は，総合教職開発本部の校務をつかさどり，所属職員を監督する。

（社会共創教育部長）

第１５条の４　社会共創教育部に社会共創教育部長を置く。

２　社会共創教育部長は，社会共創教育部の校務をつかさどり，所属職員を監督する。

（部門長）

第１５条の５　学術研究院の各部門に部門長を置く。

２　部門長は，当該部門の校務をつかさどり，所属職員を監督する。

（教育学部附属学園長及び附属学校長）

第１６条　教育学部附属学園に学園長を，附属学校に校長（幼稚園にあっては園長）を置く。

２　学園長は，附属学園の校務を総括整理する。

３　校長（幼稚園にあっては園長）は，当該附属学校の校務をつかさどり，所属職員を監督する。

（医学部附属病院長）

第１６条の２　医学部附属病院に病院長を置く。

２　病院長は，附属病院の管理運営をつかさどり，所属職員を監督する。

（附属教育研究施設等の長）

第１７条　附属教育研究施設等にそれぞれ長を置く。

２　附属教育研究施設等の長は，命を受けて当該施設の管理運営をつかさどる。

（工学部技術部長）

第１７条の２　工学部技術部に技術部長を置く。

２　技術部長は，命を受けて技術部の管理運営をつかさどる。

（附属図書館長）

第１８条　附属図書館に館長を置く。

２　館長は，附属図書館の管理運営をつかさどり，所属職員を監督する。

（産学官連携本部長）

第１８条の２　産学官連携本部に産学官連携本部長を置く。

２　産学官連携本部長は，産学官連携本部の管理運営をつかさどり，所属職員を監督する。

（学内共同教育研究施設等の長）

第１８条の３　学内共同教育研究施設等にそれぞれ施設長を置く。

２　施設長は，当該施設の管理運営をつかさどり，所属職員を監督する。

（機構長及び本部長）

第１８条の４　各機構に機構長を，各本部に本部長を置く。

２　機構長は，当該機構の業務を総括整理する。

３　本部長は，当該本部の管理運営をつかさどり，所属職員を監督する。

（保健管理センター所長）

第１９条　保健管理センターに所長を置く。

２　所長は，保健管理センターの管理運営をつかさどり，所属職員を監督する。

（組織の長の任命等）

【資料２】

福井大学総合教職開発本部規程

令和３年３月24日
福大規程第15号

（趣旨）

第１条　この規程は，福井大学学則（平成16年福大学則第１号）第２条の３第２項の規定に基づき，福井大学総合教職開発本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　本部は，教育改革実現のために，国内外における教職専門性形成を支える教師教育の組織化及び高度化を推進するとともに，調査研究・研修・評価の推進及びそれを踏まえた組織の不断の改革を通して大学におけるガバナンスの構築において先導的な役割を果たすことを目的とする。

（組織の在り方に関する基本的事項）

第３条　本部は，前条の目的を達成するため，組織の在り方に関する基本的事項を次のとおり定め，必要とされる業務を着実に遂行する。

(1) 教育学部・教職大学院と協働し，大学における教員養成・研修の制度・カリキュラム・実践・評価等の改革動向をめぐる調査・研究・研修を組織的かつ恒常的に推進する。

(2) 本部の取組・組織・評価をめぐる調査・検討・研究を組織的に進め，恒常的な自己改革を推進する。

(3) 本部の取組とその成果を広く公表・共有するとともに，外部の実践者・研究者・専門家からの評価の機会を継続的に設け，組織改善に活かす等，外部評価の高度化を推進する。

(4) その他，本部の目的を達成するために必要となる事項（機能的な組織を実現するための取組の調整，人的組織や予算運用等の改善，規程等の改定等）を継続的に推進する。

（組織）

第４条　本部に，次の部を置く。

(1) 国際教職開発部

(2) 地域教職開発部

(3) インクルーシブ教育部

（附属センター）

第５条　本部に，本部に附属する施設として，附属教職課程・教員免許センター（以下「附属センター」という。）を置く。

２　附属センターの組織及び運営に関し，必要な事項は，別に定める。

（業務）

第６条　国際教職開発本部は，第２条に規定する目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 海外の現職教員等の教員研修に関すること。

(2) 国内の現職教員等の海外における教員研修に関すること。

(3) 外国語指導助手（ＡＬＴ）の教育に関すること。

(4) 国際教職開発部の活動計画の企画，立案及び調整に関すること。

(5) その他，国際教職開発に関すること。

２　地域教職開発部は，第２条に規定する目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 教職大学院拠点校・連携校の支援に関すること。

(2) 中核的な役割を担う学校教員（ＣＳＴ・ＣＭＴ）の支援に関すること。

(3) 教員養成に係る高大接続に関すること。

(4) 学校教育におけるＩＣＴの活用に関すること。

(5) 教職キャリア支援に関すること。

(6) 地域教職開発部の活動計画の企画，立案及び調整に関すること。

(7) その他，地域教職開発に関すること。

３　インクルーシブ教育部は，第２条に規定する目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

(1) インクルーシブ教育の推進に関すること。

(2) 特別支援コーディネータの育成に関すること。

(3) 附属学園における特別入学制度に関すること。

(4) 附属学園における教育相談対応に関すること。

(5) インクルーシブ教育部の活動計画の企画，立案及び調整に関すること。
(6) その他，インクルーシブ教育に関すること。
（職員）
第７条　本部に，次の各号に掲げる職員を置く。
(1) 本部長
(2) 副本部長
(3) 部長
(4) 専任教員
(5) その他必要な職員
２　前項各号の職員の選考に関し必要な事項は，別に定める。
（職務）
第８条　本部長は，本部の校務をつかさどり，所属職員を監督する。
２　副本部長は，本部長の職務を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。
３　部長は部の業務を掌理する。
４　専任教員及びその他の職員は，本部及び部の業務に従事する。
（兼任教員）
第９条　本部に，兼任教員を置くことができる。
２　兼任教員は，本部長の推薦に基づき学長が任命し，本部及び部の業務に協力する。
３　兼任教員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
（運営委員会）
第１０条　本部の円滑な運営を図るため，福井大学総合教職開発本部運営委員会（「以下「運営委員会」という。）を置く。
２　運営委員会に関し必要な事項は，別に定める。
（その他の委員会）
第１１条　本部及び部に固有の事項について審議するため，必要な委員会を置くことができる。
２　前項の委員会に関し必要な事項は，運営委員会の議を経て，本部長が別に定める。
（協働研究ワーキングコミュニティ）
第１２条　本部は必要に応じ，目的を達成するための協働と調査・研究・研修・評価を推進するため，協働研究ワーキングコミュニティを置くことができる。
２　協働研究ワーキングコミュニティについて必要な事項は，運営委員会の議を経て，本部長が定める。
（事務）
第１３条　本部の事務は，総務部人文社会系運営管理課において処理する。
（雑則）
第１４条　この規程に定めるもののほか，本部に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
この規程は，令和３年４月１日から施行する。

【資料３】

福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター規程

令和３年３月24日
福大規程第16号

（趣旨）
第１条　この規程は，福井大学総合教職開発本部規程（令和３年福大規程第　号）第５条第２項の規定に基づき，福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し，必要な事項を定める。
（目的）
第２条　センターは，教育職員免許法に基づく教職課程に関する業務及び教育職員免許状に係る申請・認定に関する業務遂行を目的とする。
（業務）
第３条　センターは，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 教職課程認定及び教育職員免許状に関すること。
(2) 教育実習に関すること。
(3) 免許法認定講習に関すること。
(4) ふくいアカデミックアライアンスにおける教職科目の大学間共通化に関すること。
(5) センターの活動計画の企画，立案及び調整に関すること。
(6) その他，センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。
（職員）
第４条　センターに，次の職員を置く。
(1) センター長
(2) 副センター長
(3) 専任教員
(4) その他必要な職員
２　前項各号の職員の選考に関し必要な事項は，別に定める。
（職務）
第５条　センター長は，センターの管理運営をつかさどり，所属職員を監督する。
２　副センター長は，センター長の業務を補佐し，センター長に事故があるときは，その職務を代行する。
３　専任教員及びその他の職員は，センターの業務に従事する。
（兼任教員）
第６条　センターに，兼任教員を置くことができる。
２　兼任教員は，学長が任命し，センターの業務に協力する。
３　兼任教員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
（運営委員会）
第７条　センターの円滑な運営を図るため，センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
２　運営委員会に関し必要な事項は，福井大学総合教職開発本部運営委員会の議を経て，福井大学総合教職開発本部長が定める。
（事務）
第８条　センターの事務は，学務部教務課において処理する。
（雑則）
第９条　この規程に定めるもののほか，センターに関し必要な事項は，別に定める。

附　則
この規程は，令和３年４月１日から施行する。
附　則
この規程は，令和５年５月22日から施行し，令和５年４月１日から適用する。

体系別一覧

体　系　　目　次

業務方法書
第1編　総則
第2編　管理運営
第3編　総務
第4編　人事
第5編　学術研究等
第6編　財務及び施設
第7編　学務
第8編　共通教育部
第9編　総合教職開発本部
〇福井大学総合教職開発本部規程
〇福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター規程
第10編　社会共創教育部
第11編　学部、大学院等

福井大学総合教職開発本部規程

令和３年３月24日
福大規程第15号

（趣旨）

第１条　この規程は，福井大学学則（平成16年福大学則第１号）第２条の３第２項の規定に基づき，福井大学総合教職開発本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　本部は，教育改革実現のために，国内外における教職専門性形成を支える教師教育の組織化及び高度化を推進するとともに，調査研究・研修・評価の推進及びそれを踏まえた組織の不断の改革を通して大学におけるガバナンスの構築において先導的な役割を果たすことを目的とする。

（組織の在り方に関する基本的事項）

第３条　本部は，前条の目的を達成するため，組織の在り方に関する基本的事項を次のとおり定め，必要とされる業務を着実に遂行する。

(1) 教育学部・教職大学院と協働し，大学における教員養成・研修の制度・カリキュラム・実践・評価等の改革動向をめぐる調査・研究・研修を組織的かつ恒常的に推進する。

(2) 本部の取組・組織・評価をめぐる調査・検討・研究を組織的に進め，恒常的な自己改革を推進する。

(3) 本部の取組とその成果を広く公表・共有するとともに，外部の実践者・研究者・専門家からの評価の機会を継続的に設け，組織改善に活かす等，外部評価の高度化を推進する。

(4) その他，本部の目的を達成するために必要となる事項（機能的な

体系別一覧

体　系　目　次

業務方法書

第1編　総則

第2編　管理運営

第3編　総務

第4編　人事

第5編　学術研究等

第6編　財務及び施設

第7編　学務

第8編　共通教育部

第9編　総合教職開発本部

〇福井大学総合教職開発本部規程

〇福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター規程

第10編　社会共創教育部

第11編　学部、大学院等

福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター規程

令和３年３月24日
福大規程第16号

（趣旨）

第１条　この規程は，福井大学総合教職開発本部規程（令和３年福大規程第　号）第５条第２項の規定に基づき，福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し，必要な事項を定める。

（目的）

第２条　センターは，教育職員免許法に基づく教職課程に関する業務及び教育職員免許状に係る申請・更新・認定に関する業務遂行を目的とする。

（業務）

第３条　センターは，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 教職課程認定及び教育職員免許状に関すること。

(2) 教育実習に関すること。

(3) 免許状更新講習及び免許法認定講習に関すること。

(4) ふくいアカデミックアライアンスにおける教職科目の大学間共通化に関すること。

(5) センターの活動計画の企画，立案及び調整に関すること。

(6) その他，センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

（職員）

【資料５】総合教職開発本部ホームページ

福井大学 総合教職支援センター
附属教職課程・
教員免許センター

【資料６】

法人番号：３９

国立大学法人福井大学　第４期中期目標・中期計画　（抜粋）

中　期　目　標	中　期　計　画
（前文）法人の基本的な目標 本学では、近代福井の礎（いしずえ）を築いた松平春嶽公が揮毫した本学所有の「格致」の額面にちなみ、本学の存在意義と在り方を表した「格致（かくち）によりて　人と社会の未来を拓（ひら）く」を理念とし、福井の地より、世界の様々な地域において、そこに集う人と共に、持続可能な社会の実現に向けて、新たな未来を拓くことを目指している。 本学の理念を実現するための道標として、2040年に向け、福井大学の未来像を以下のとおり示し、本学は、これに基づき第４期中期目標・中期計画を策定し、ステークホルダーとの繋がりを一層深化させるとともに、学長のリーダーシップのもと更なる機能強化を図るため必要な施策を実施する。 ◆ 世界に通じる地方総合大学 バーチャルキャンパスも含め、学生、外国人留学生、社会人など、老若男女の多様な人々が多様な目的を持って多様な方法で学ぶとともに、その学びは、オンライン教育により世界とアクセスし、無限大に広がっている。またハイレベルの研究上の強み・特色が次々と生み出され、それらの分野を中心に国内外の大学、機関との結びつきを一層強め、国際社会で一目置かれる大学となっている。一方、地域においては、地域連携プラットフォームを通じて県内の高等教育機関と協働し、知の拠点機能を総合力で飛躍的に高め、人材育成やイノベーション創出等の成果を発揮し、地域共創を推進している。 ◆ 社会から頼りにされる、活力ある大学 独自技術を持つ企業の集積、国内最多の原子力発電所、子どもの高学力、健康長寿、幸福度日本一等の福井県の特徴も踏まえたひとづくり・ものづくり・ことづくり、地域医療と地域教育の拠点機能、産学官金連携活動などを通して、地域の様々なステークホルダーと共創し、地域を持続的に成長させ、魅力ある地域創りの核になっている。また、本学の教職員、学生は、ここで働くこと、学ぶことにプライドを持ち、今を活き活きと過ごしている。	
◆　**中期目標の期間** 中期目標の期間は、令和４年４月１日～令和10年３月31日までの６年間とする。	

評価指標	(5)-1-A　大学院教師教育・教員養成カリキュラムにおける長期的で組織的な学校拠点のプロジェクト学習の授業科目割合：90%以上（第４期の最終年度） (5)-1-B　長期的で組織的な学校拠点のプロジェクト学習の授業科目における大学院生の学習（能力）評価に参画する立場の異なるステークホルダー数：６名以上（当人を含む）（第４期の最終年度） (5)-1-C　「理論と実践の往還」及び長期的で組織的な学校拠点のプロジェクト学習の展開の視点から、すべての科目（授業科目・研修科目）が有機的に編成されたカリキュラムを実施する拠点数（連携大学・自治体）：５拠点以上（第４期の最終年度）

(5)-2　社会人特別選抜を主とする国際地域マネジメント研究科において、広い視野と多様な知見を備え、複雑化する地域社会の求めに応えることができる卓越高度専門職業人の養成を目指し、大学院生の知識・技能の習得や資質・能力の育成機会の拡大を実現する。

評価指標	(5)-2-A　令和９年度までに産学官連携本部や地域共創拠点（嶺南地域共創センター）等の学内の他部局の施設を利用し、他の研究科・教職大学院等と協働して多職種連携した人材育成を行う仕組み（講義の相互乗り入れ、プロジェクトやラウンドテーブル参加等）を構築し、適宜改善を実施 (5)-2-B　海外事業所や海外展開する国内企業等との間でオンラインによるヒアリングや議論を行うプログラム件数：12 件以上（第４期の合計）

(6) 医師や学校教員など、特定の職業に就く人材養成を目的とした課程において、当該職業分野で必要とされる資質・能力を意識し、教育課程を高度化することで、当該職業分野を先導し、中核となって活躍できる人材を養成する。⑩

(6)-1　福井県をはじめとする学校教育現場で求められている卓越高度専門職業人としての教員を計画的に養成することを目指し、教育学部・教職大学院・附属学園・総合教職開発本部の連携のもと、教育学部のカリキュラム改善や、インクルーシブ教育の推進など教員の力量形成に資する教育プログラム等の充実を通して、OECD Education2030段階に対応する教師教育改革を見据えた学習の高度化と地域のニーズへの対応の両者を実現する質の高い教育を実施する。

評価指標	(6)-1-A　令和９年度までに小学校・中学校９年間を見通し、児童・生徒主体の学びを担うことのできる教員を養成するカリキュラムや教育プログラムを整備・実施 (6)-1-B　令和５年度までに特別支援学校２種免許取得プログラムを実装し、令和７年度までに複数免許取得プログラムの実装を完了 (6)-1-C　教育学部全体の特別支援学校教諭の免許状取得率：25%以上（第４期の最終年度）

(6)-2　第３期に導入したアウトカム基盤型教育の推進により、医学・看護学教育の全国的な基準とされる分野別評価の受審と、それぞれの教育プログラム（カリキュラム、教育課程）の更なる高度化を目指し、PDCAによるアウトカム・コンピテンシー及びカリキュラムの点検と改善を推進し、学生のアウトカム・コンピテンシー達成度を向上させる。

評価指標	(6)-2-A　令和９年度までに医学・看護学教育の国際認証・分野別認証を取得 (6)-2-B　卒業時における学生の達成度自己評価において、「できる」「ある程度できる」と回答した学生の割合：初年度（医学科：令和５年度、看護学科：令和４年度）より増加（第４期の最終年度）

(6)-3　地域社会を幅広く診る能力を持った総合内科・総合診療医や看護師の育成、感染症に対する高度な知識と感染制御の基本的かつ重要な手技を身につけた医療人の養成を目指し、地域包括医療・ケアの実践・育成プログラムを開発すること等により病院・診療所のみならず、地域社会の総合診療の学びを推進すると共に、医学部・附属病院の連携による感染症教育を推進し、これからの地域医療や感染症医療を第一線で担える医師・看護師の養成を実現する。

評価指標	(6)-3-A　地域医療、感染症教育に関する新たな取組件数：初年度より増加（第４期の最終年度） (6)-3-B　地域医療、感染症に関するコンピテンシー達成度（学生のアンケート結果）：初年度より向上（第４期の最終年度）

(7) 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫

(7)-1　優秀な正規留学生をリクルートすること、正規留学生の満足度を高めることを目指し、優秀な留学生の受入・支援体制の整備、留学生への支援体制の整備及び留学生の満足度を総合的に評価する評価指標の構築を実現する。

評価指標	(7)-1-A　正規留学生数：第３期の年平均（118 名）より増加（第４期の最終年度） (7)-1-B　正規留学生の満足度（正規留学生を対象としたアンケート）：初年度より向上（第４期の最終年度）

(7)-2　ポストコロナ時代に向けて、オンラインを含む多様な国際学修プログラムを構築すること、日本人学生が世界に貢献し得る英語運用能力と国際通用性を高めてグローバルに活躍する卓越高度専門職業人を育成することを目指し、国際学修の多様化、並びに国際通用性の評価、その評価結果を教育改善にフィードバックする体制の構築、その体制の中核となる語学センターを発展させたグローバル人材育成研究センター（仮称）の設置を実現する。

評価指標	(7)-2-A　令和９年度までにグローバル人材育成研究センターを設置し、国際通用性を高める教育を実施 (7)-2-B　英語による専門科目数：初年度より増加（第４期の最終年度） (7)-2-C　令和４年度までに学生の国際通用性を評価するグローバル・コンピテンシー指標を構築／国際通用性を高める教育（海外留学等）の実施前後のグローバル・コンピテンシー指標：15%以上向上（第４期の平均）

(7)-3　総合教職開発本部と連携しながら教職大学院をハブとした国際的な教師教育改革推進組織の確立とそれによる教育課程と教育内容の高度グローバル化を目指し、シンガポール国立教育研究所（NIE）協定に基づく交換留学に加えて、海外教員研修留学生の受入拡大、エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）人材育成事業研修及び国際協力開発機構（JICA）課題別研修それぞれの受講生のネットワーク化と相互交流拡張、JICA草の根技術協力事業によるアフリカ地域を主とした教師学習コミュニティのネットワーク化、経済協力開発機構（OECD） Education 2030と連動したグローカル教育コンソーシアムの確立、これらを連合教職大学院の教育課程・教育内容と連動させた大学院レベルでのグローバル教育を実施する。

	評価指標 (7)-3-A　海外教員研修留学生及び研修受講生指数（※）：300 以上（第４期の平均） ※ 海外教員研修留学生及び研修受講生指数は、海外教員研修留学生及び研修受講生数の総数に出身国（地域）の数を乗じて算出する。 (7)-3-B　令和９年度までに海外教員研修留学生と大学院生が協働学習を行う授業を整備・実施 (7)-3-C　海外教員研修留学生及び研修受講生による「長期実践研究報告」において、研修について良好な評価（上方 3/5 以上）を行った留学生・研修生の割合：60％以上（該当人数/全体人数）（第４期の平均）
３　研究 (8) 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮	３　研究に関する目標を達成するための措置 (8)-1　コア技術である高出力遠赤外光源及び遠赤外領域計測技術の更なる先進化と分野融合型の共同研究開発を推進するため、社会問題解決につながる技術のイノベーションを目指し、第３期において実施した遠赤外領域の公募型国内共同研究を継続しつつ、新分野開拓及び分野融合研究を行うとともに、遠赤外領域における国際連携研究ネットワークを拡大・強化する。 評価指標 (8)-1-A　遠赤外領域研究に関する国内・国際共同研究の新規実施件数：第３期（206 件）より 10％以上増加（第４期の合計） (8)-2　「安全と共生」を基本として設置された附属国際原子力工学研究所を中心とした国際・国内研究拠点の形成・充実を目指し、基礎から実践までの幅広い研究を一層実施していくとともに、もんじゅ跡地に建設予定の試験研究炉の利活用によるイノベーション研究を進める体制を構築する。 評価指標 (8)-2-A　Science Citation Index（SCI）（※）論文数：第３期（130 件）の水準を維持（第４期の合計） ※ 科学技術分野における文献間の引用情報に関する索引（引用索引）。 (8)-2-B　試験研究炉の研究分野に係るセミナー等の開催回数：２回以上（第４期の毎年度）／同研究分野の連携協定数：３件以上（第４期の合計）

【資料７】

令和4年度総合教職開発本部 専任・兼任教員等一覧

氏名	職種	備考	総合教職開発本部 専任・兼任	（部・センター）	参考 教育学部	参考 連合教職開発研究科
国際教職開発部						
三田村　彰	特任教授	部長	専任	国際	ー	兼担
M.ヤスミーン	准教授		専任	国際	ー	兼担
高田　宏仁	准教授		専任	国際	ー	兼担
T.ウィリアム	特命助教		専任	国際	ー	兼担
橋本　康弘	教授	教育学部副学部長	兼任	国際	専任	兼担
半原　芳子	准教授		兼任	国際	ー	専任
高阪　将人	准教授		兼任	国際	ー	専任
伊達　正起	教授	（本部内兼任）	専任	免許/国際	兼担	兼担
地域教職開発部						
淵本　幸嗣	教授	部長	専任	地域	ー	兼担
澁谷　政子	教授	副部長、教育学部副学部長	兼任	地域	専任	兼担
宮下　正史	准教授		専任	地域	ー	兼担
小林　和雄	准教授		専任	地域	兼担	兼担
風間　寛司	准教授		専任	地域	兼担	兼担
福島　昌子	特命教授		専任	地域	ー	兼担
伊藤　恵子	特命准教授		専任	地域	ー	ー
早見　敏幸	特命准教授		専任	地域	ー	ー
三浦　麻	教授	教育学部入試・広報委員会副委員長	兼任	地域	専任	兼担
木村　優	教授	教育学部・連合教職開発研究科就職委員長、（本部内兼任）	兼任	免許/地域	ー	専任
岸野　麻衣	准教授		兼任	地域	兼担	専任
隼瀬　悠里	准教授		兼任	地域	兼担	専任
遠藤　貴広	准教授		兼任	地域	兼担	専任
宮本　雄太	講師		兼任	地域	兼担	専任
大西　将史	准教授	（本部内兼任）	専任	免許/地域	兼担	兼担
大和　真希子	准教授	（本部内兼任）	専任	免許/地域	兼担	兼担
岸　俊行	教授	（本部内兼任）	専任	免許/地域	兼担	兼担
小林　渓太	助教	（本部内兼任）	専任	免許/地域	兼担	ー
西沢　徹	教授	（本部内兼任）	専任	免許/地域	兼担	兼担
インクルーシブ教育部						
牧田　秀昭	教授	部長、附属義務教育学校長	兼任	インクル	ー	専任
荒木　良子	特命准教授		兼任	インクル	ー	専任
廣澤　愛子	教授		兼任	インクル	兼担	専任
笹原　未来	准教授		兼任	インクル	兼担	専任
南雲　敏秀	講師		兼任	インクル	専任	兼担
大山　利夫	教授	附属学園長	兼任	インクル	専任	兼担
吉田　弥恵子	教授	附属特別支援学校長	兼任	インクル	ー	専任
鈴木　静香	特命助教		専任	インクル	ー	ー
河村　佳保里	特命助教		専任	インクル	ー	ー
藤岡　徹	准教授	（本部内兼任）	専任	免許/インクル	兼担	兼担
友田　明美	教授	（子どものこころ）	兼任	インクル	ー	ー
松崎　秀夫	教授	（子どものこころ）	兼任	インクル	ー	ー
水野　賀史	准教授	（子どものこころ）	兼任	インクル	ー	ー
大野　喜美恵	教諭	（幼稚園）	兼務	インクル	ー	ー
上田　晴之	教諭	（幼稚園）	兼務	インクル	ー	ー
前田　祐子	教諭	（幼稚園）	兼務	インクル	ー	ー
河原　美幸	教諭	（義務教育）	兼務	インクル	ー	ー

氏名	職種	備考	総合教職開発本部 専任・兼任	（部・センター）	教育学部	連合教職開発研究科
坂東　由美	教諭	（義務教育）	兼務	インクル	ー	ー
森川　禎彦	教諭	（義務教育）	兼務	インクル	ー	ー
船谷　友代	教諭	（特別支援）	兼務	インクル	ー	ー
附属教職課程・教員免許センター						
伊達　正起	教授		専任	免許/国際	兼担	兼担
大西　将史	准教授		専任	免許/地域	兼担	兼担
大和　真希子	准教授	教育学部・連合教職開発研究科 免許状更新講習委員長	専任	免許/地域	兼担	兼担
岸　俊行	教授	教育学部教育課程副委員長	専任	免許/地域	兼担	兼担
小林　渓太	助教		専任	免許/地域	兼担	ー
西沢　徹	教授		専任	免許/地域	兼担	兼担
藤岡　徹	准教授		専任	免許/インクル	兼担	兼担
淺原　雅浩	教授	教育学部副学部長	兼任	免許	専任	兼担
湊　七雄	教授	教育学部教育課程委員長	兼任	免許	専任	兼担
木村　優	教授	連合教職開発研究科教務カリ キュラムマネジメント副委員長	兼任	免許/地域	ー	専任

棟　別　平　面　図

国立大学法人等施設実態調査（様式３）

学校番号	学　校　名	団地番号	団　地　名	棟　番　号
0508	福　井　大　学	001	文　　京	106

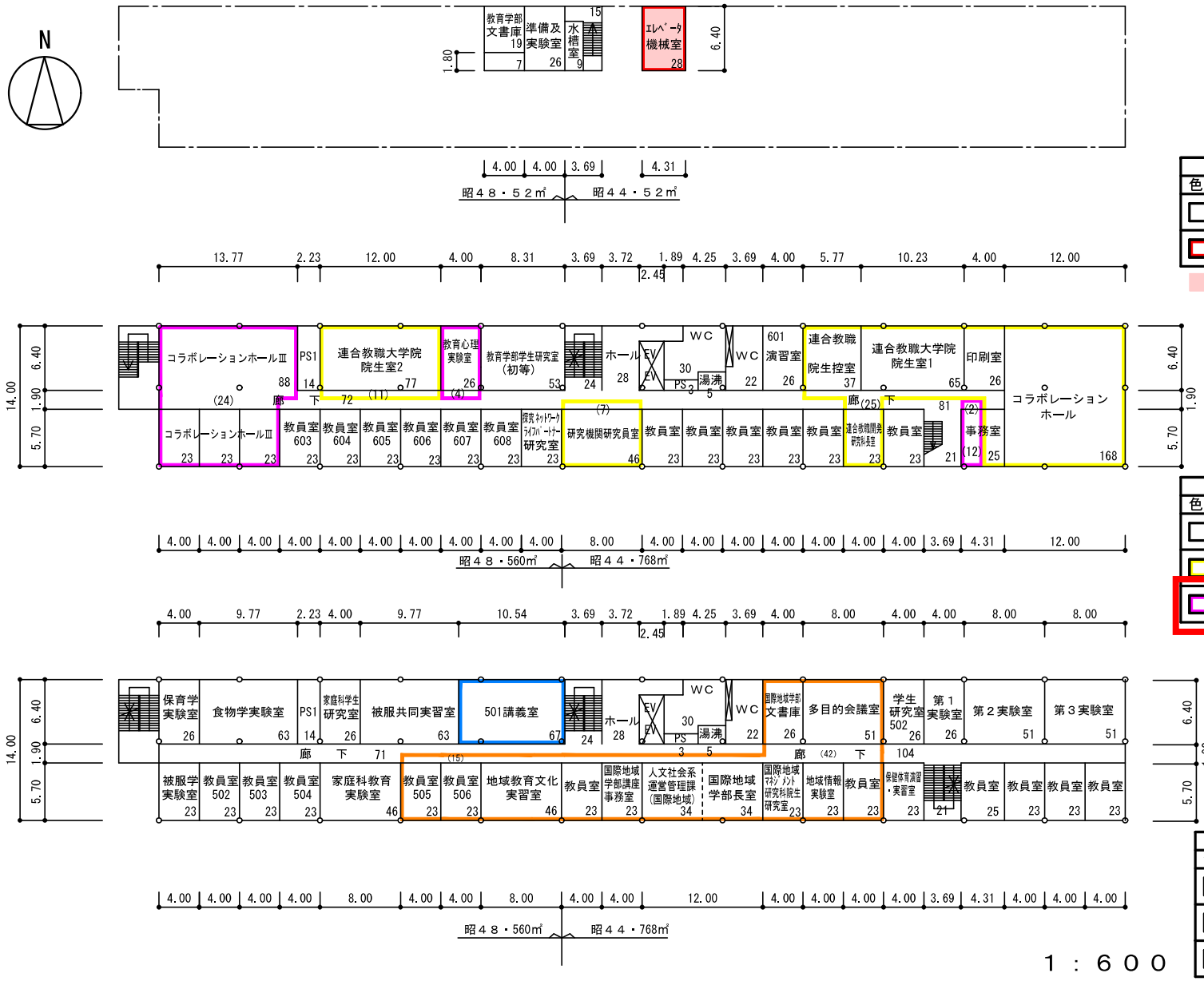

１０６　ＰＨ平面図　１０４㎡

施設調査単位 色区分	番号	名称	面積
	1810	教員養成を主とした教育学部	７６㎡
	6920	学部等設備室	２８㎡

・加算面積

１０６　６階平面図　１，３２８㎡

施設調査単位 色区分	番号	名称	面積
	1810	教員養成を主とした教育学部	６０５㎡
	2532	連合大学院（連合教職開発研究科）	４９８㎡
	2910	総合教職開発本部	２２５㎡

１０６　５階平面図　１，３２８㎡

施設調査単位 色区分	番号	名称	面積
	1810	教員養成を主とした教育学部	８５２㎡
	1181	国際地域学部	４０９㎡
	1920	共通教育	６７㎡

１：６００

整理番号	３－４９－４

棟　別　平　面　図

国立大学法人等施設実態調査（様式３）

学校番号	学　校　名	団地番号	団　地　名	棟　番　号
0508	福　井　大　学	001	文京	130

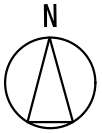

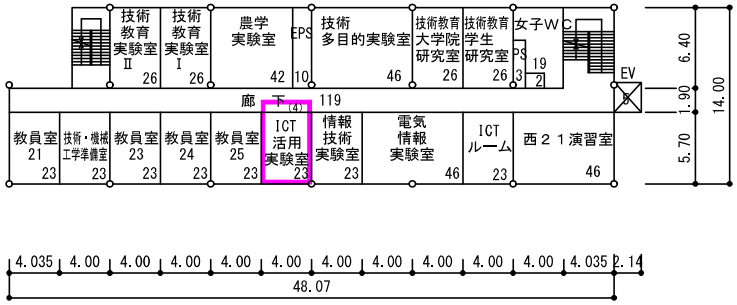

１３０　２階　６２６㎡

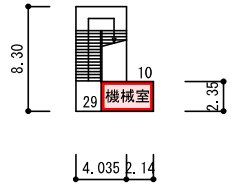

１３０　ＰＨ階　３９㎡

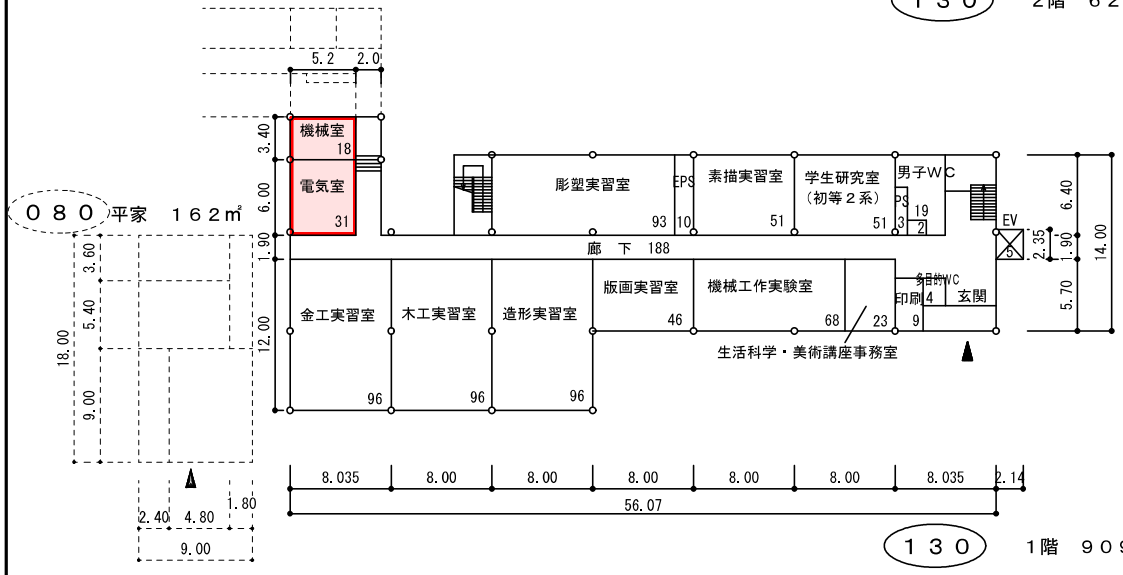

０８０　平家　１６２㎡

１３０　１階　９０９㎡

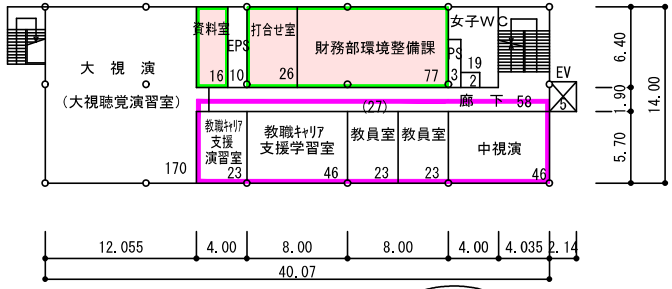

１３０　４階　５６６㎡

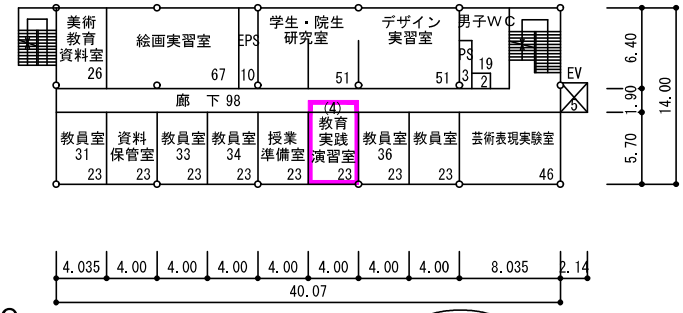

１３０　３階　５６６㎡

棟　名　称	建　築　年	構造・階数	面積区分 番号	面積区分 名称	面積区分 色区分	施設調査単位 番号	施設調査単位 名称	面　積
総合研究棟Ⅵ（教育系3号館）	昭　５４	Ｒ４	01	大学教育・研究施設		1810	教員養成を主とした教育学部	２，２８６㎡
			01	大学教育・研究施設		2910	総合教職開発本部	２４２㎡
			08	大学管理施設		6010	大学事務局庁舎	１１９㎡
			09	大学設備室等		6920	学部等設備室	５９㎡

１：６００

加算面積　加算面積区分９－２　59㎡
加算面積区分８－１　119㎡

整理番号	３－６４

棟　別　平　面　図

国立大学法人等施設実態調査（様式３）

学校番号	学　校　名	団地番号	団　地　名	棟　番　号
0508	福　井　大　学	001	文　　京	132

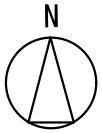

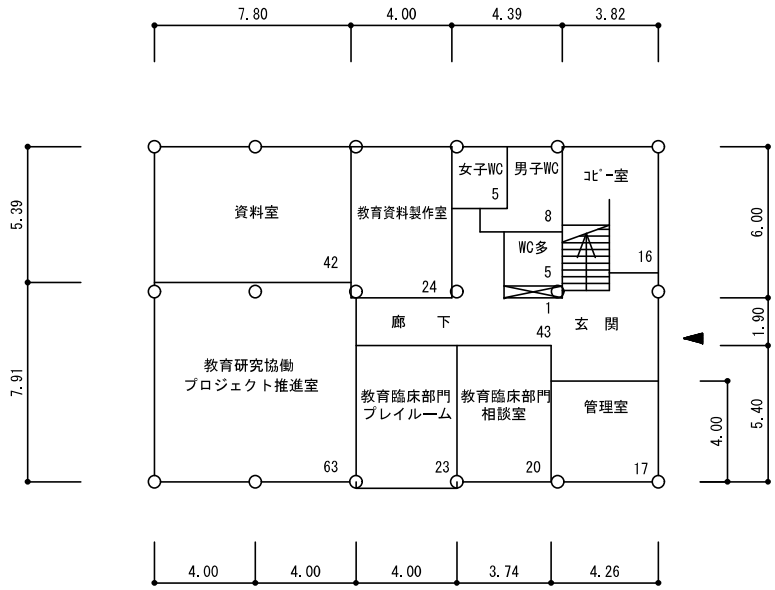

１３２　１階平面図　２６７㎡

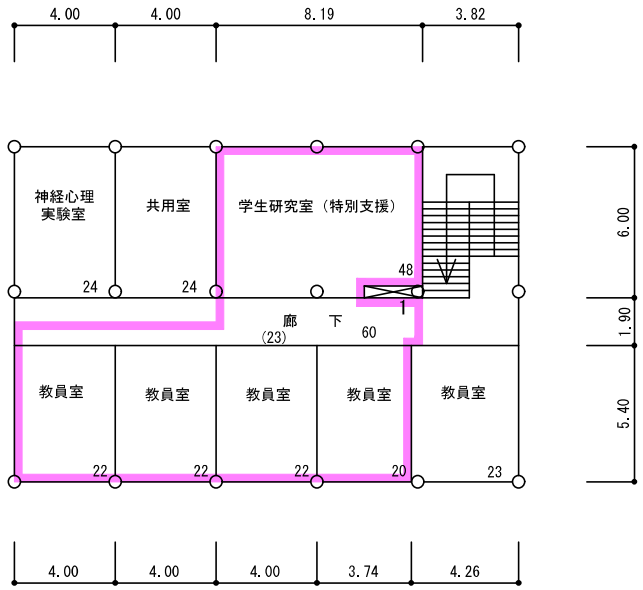

１３２　２階平面図　２６６㎡

１：３００

棟名称	建築年	構造・階数	面積区分 番号	面積区分 名称	色区分	施設調査単位 番号	施設調査単位 名称	面積
総合教職開発本部	昭　５５	Ｒ２	01	大学教育・研究施設		2910	総合教職開発本部	３７６㎡
			01	大学教育・研究施設		1810	教員養成を主とした教育学部	１５７㎡

整理番号	３－６６

３－６７欠番

【資料９】

福井大学総合教職開発本部事務室要項

令和３年３月24日
事務局長裁定

（趣旨）

第１条　この要項は，福井大学総合教職開発本部規程（令和３年福大規程第15号。以下「本部規程」という。）第14条及び福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センター規程（福大規程第16号。以下「附属センター規程」という。）第９条の規定に基づき，福井大学総合教職開発本部及び福井大学総合教職開発本部附属教職課程・教員免許センターの円滑な事務運営に資するため福井大学総合教職開発本部事務室（以下「事務室」という。）を置き，必要な事項を定める。

（事務）

第２条　事務室においては，本部規程第６条及び附属センター規程第３条に定める業務の事務を行う。

（組織）

第３条　事務室は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 総務部総合教職開発主幹（以下「主幹」という）

(2) 主幹付事務職員

(3) 事務局長が指名する事務職員

２　事務室に室長を置き，主幹をもって充てる。

附　則

この要項は，令和３年４月１日から施行する。